

令和6年第2回氷川町議会定例会会議録（第2号）

令和6年3月11日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（2日目）

一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1 番	飯 田 健 二	2 番	西 尾 正 剛
3 番	木 下 厚	4 番	吉 川 義 雄
5 番	長 尾 憲二郎	6 番	松 田 達 之
7 番	上 田 俊 孝	8 番	三 浦 賢 治
9 番	上 田 健 一	10 番	片 山 裕 治
11 番	清 田 一 敏	12 番	米 村 洋

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山 本 昭 義 書 記 川 野 瑠 美

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	西 村 裕	総 務 課 長	増 永 光 幸
企画財政課長	西 村 憲 志	税 務 課 長	平 山 早 苗
町 民 課 長	坂 本 哲 也	福 祉 課 長	岩 本 博 美
農業振興課長	増 住 豪 二	農 地 課 長	坂 梨 俊 弘
建設下水道課長	白 丸 浩 二	地域振興課長	村 上 孝 治
会 計 管 理 者	星 田 達 也	学校教育課長	西 田 美 子
生涯学習課長	荒 平 健 二		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋議員） 皆さんおはようございます。これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。なお、発言者において、項目ごとの質問を終わる時はその旨を申し出てください。

2番、西尾正剛、議員の発言を許します。

○2番（西尾正剛議員） 2番、西尾正剛です。2点について、御質問いたします。まず1点目、町立常葉保育所廃園後の施設について。

ア、令和6年度末で廃園方針を決めたが、廃園後の施設はどのような検討がなされているのか。現在、常葉保育所では、保育士と会計年度任用職員で運営されているが、廃園に伴い、職員の処遇はどう検討されているか。

2項目めです、ア、不適切に徴収された料金はどの程度返金されたか。町は返金期限の目途を設定しているのか。返金作業が完了しない料金はどのように扱うのか。

イ、新たな協定書の内容に余剰金の取扱いはどのように盛り込まれたのか。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（米村 洋議員） 西尾正剛議員の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。質問事項、町立常葉保育所の廃園後の施設について、アからイまで一括して答弁してください。岩本博美、福祉課長。

○福祉課長（岩本博美課長） 西尾議員の御質問のアとイを一括して、福祉課の方からお答えいたします。

まず、アについて、廃園後の施設はどのような検討がなされているかにつきまして、福祉課といたしましては、隣接の町営住宅と一体的な活用方法の検討が必要であると考えておりますので、福祉分野での活用だけに限らず、一般財産とした上での検討を考えております。

イについて、今後の職員等の処遇の検討についてお答えいたします。保育士につきましては、一般職として役場への引上げを、会計年度任用職員は会計年度ごとの契約でありますので、令和6年度末までの任用後、任用の更新は行わない方針としております。以上で福祉課の答弁を終わります。

○議長（米村 洋議員） 西尾正剛、議員。

○2番（西尾正剛議員） 今、常葉町営住宅と一体化して計画したいということだったんですけども、この一体化した計画っていうのは、もう着手されていますか。企画財政課長、どうでしょう。

○議長（米村 洋議員） 西村憲志、企画財政課長。

○企画財政課長（西村憲志課長） ただいまの件につきましてはまだ、町としては計画には着手しておりません。

○議長（米村 洋議員） 西尾正剛、議員。

○2番（西尾正剛議員） 常葉町営団地と隣接しているわけなんですけれども、そういったことを含めてということの答弁だったんですけれども、建設下水道課長、常葉団地の入居者はどのくらいの世帯がまだ居住されていますか。

○議長（米村 洋議員） 白丸浩二、建設下水道課長。

○建設下水道課長（白丸浩二課長） 現在、常葉団地は6棟ございまして、今現在10戸の方が入居されております。以上です。

○議長（米村 洋議員） 西尾正剛、議員。

○2番（西尾正剛議員） 10世帯の方がまだ居住されているということなんですけれども、今年、令和5年度で、久保団地の解体、それと、吉本団地の解体が終了していると思います。近くに久保団地がありますので、状況もよく見ていたんですけれども、区長さんを通したりして、相当苦勞されているみたいです。この住んでいる方というのが、借地借家法という法律がありまして、なかなか家賃滞納以外で転居を促すということが非常に厳しいです。これは、借地借家法というのが、これには正当な理由がない限り、転居を促すということができないもんですから、この正当な理由というのは一体何ですかというのを、以前、弁護士の先生に聞いたことがありました。そうしたところですね、そこの家屋を解体するという理由しかないそうです。ほかの理由で転居を促すということは難しいそうです。こういった規定があるため、転居を促すというのは、相当時間がかかって困難であると思いますので、常葉の町営住宅と一体的にというのは、時間がずれてしまって、なかなか相当な時間がかかるため、切離して、この計画は考えるべきだなというふうに、私は思います。

これは、町長からですね、議員の皆さんもぜひどんどん政策提言を行ってくださいというようなお話がこれまであっていますので、ちょっとこの辺のところの話もしたいと思うんですけれども、高齢者向けの施設ということで、相場よりも少しでも安く民間業者に譲渡されて、リニューアル後にこういった施設に活用されてもらったらどうなのかなというふうに思うわけです。

〔リーフレットを掲げながら〕先日、これを福祉課から頂きました。この中にちょっと福祉の施設というのが非常に複雑で、私も職員時代に経験したことがなかったもんですから、さっぱり分からないんですけれども、非常に難しいです。認知症対応型共同生活介護、これはグループホームや、やすらぎの里とか、あと小規模多機能型の居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、有料老人ホーム、そういったのがあります。これも実は、私の身内が、子どもがいない身内がちょっと認知症になって、介護1になったもんですから、西部小学校の近くの施設に入所しました。この時は経営者が変わったばかりの時でしたから入られたんですけれども、その後、最近になってひとり暮らしの介護1の人が、ひとり暮らしには非常に厳しくて、ちょっと相談に乗ってもらえませんかということで知り合いの方、東京の方なんですけど、お母さんが1人でこちらに生活されていてですね、なかなかそういった心配だということで、そこの施設に電話を入れてみました。施設長に、そうしたところ4人の方の順番待ちでした。

こういった状況を担当課にちょっと尋ねましたところ、あんまり状況は、そういったのは把握できていなくて、民生委員さんの方がよほどそういった相談事があるでしょうということだったんですけれども、老人ホームとかに入るのにも、八代、宇城あたりの話もちょっと聞いたんですが、何年もかかって順番待ちで、相当年月がかかるというような話でございました。

ですから、そのところは、施設も民間の企業もなかなかそういった介護職員というのを採用して働いてもらうのに苦労するみたいなんですけれども、ここは、その施設を少しでも安くしてもらって、売却されて、その企業がリフォームとかやって、そういった活用の仕方をしてもらったらどうなのかなと思うわけです。

町内の空き家の状況も、県内の小学校が廃校になった後の様子とか見てもそうなんです、なかなか活用ができなくなった施設っていうのは、老朽化が相当ひどくなってきます。

ですから、早急に活用の方向性というのを検討して、方向性を検討してほしいなというふうに思うわけです。

町長、この辺の考えいかがでしょうか。

○議長（米村 洋議員） 藤本一臣、町長。

○町長（藤本一臣町長） ありがとうございます。常葉保育所、長い間保育所として活用いたしました。来年度末で閉園を決定しておりまして、もう残りあと1年と少しというところでございまして、早くその活用を検討する必要があります。

今のところ全くまだ白紙の状態でございまして、今御提案頂きましたそういった議員からの提案も含めまして今後しっかり検討してまいりますし、早めにやはり方向性を打ち出していかなくちゃなりません。次の準備があります。

仮に民間のそういった福祉関係の施設に活用するということになりますと、やはり公募して決定していかなくちゃなりません。そこにはやはり半年ぐらいの猶予はなければならないというふうに思っております。

併せまして、今回も提案しておりますけれども、福祉センター、いわゆる宮原福祉センターに、今まで包括支援センターがございました。それを全部社協がもう事務所を一元化するという事で引き上げます。そのあとに子ども家庭センターをあそこに設置をすることといたしております。その後ずっとそこで子ども家庭センターを福祉センターに置くのか、あるいは、今のようないわゆる子育てのための施設として、仮に活用するとした場合、今度は福祉センターをどうするかという、また課題も出てきます。その辺りは、その施設の特徴をしっかりと捉えた中で、どちらがどういった方向が合うのか、老人福祉の関係ならば、どちらがいいのか、そういったところも含めて、やはり検討する必要があるというふうに思っております、御提案ありがとうございます。急いで検討し方向を決めてまいりたいというふうに思います。

○議長（米村 洋議員） 西尾正剛、議員。

○2番（西尾正剛議員） 早急な検討に着手されますようお願いいたします。以上です。

○議長（米村 洋議員） 次に、質問事項、立神峡里地公園管理運営協議会に対する行政指導について、アからイを一括して答弁を求めます。村上孝治、地域振興課長。

○地域振興課長（村上孝治課長） 質問事項ア、イにつきまして、一括してお答えします。

アの徴収金につきましては、令和元年度から令和5年9月まで確認ができました3,515件の方々に、メールまたは郵便などにより、12月末までに連絡を行い、2月末までに969件の回答がございまして、646件の方々に48万8,300円が返金済みとなっています。323件の方々ににつきましては、返金は不要ということで回答を頂いているところです。

返金期限の目途につきましては、本年3月までを考えているところですが、まだ2,500件余りの方々から返事を頂いておりませんので、引き続き、この方々に連絡をとりながら、返金作業を進めるところで管理者には指導しているところです。

返金作業が完了しない場合の徴収金につきましては、まずは、返信頂いてない方々への再度の連絡と、返金作業を続けさせたいと思っているところですが、弁護士に相談いたしましたところ、利用者が支払った時から10年間は請求権があるということで確認がとれておりますので、指定管理者にはその返還義務があるということで、それぞれ、10年間は返金作業を続けるよう指導いたしました。町におきましても、ホームページでその内容をお知らせしているところです。

イの剰余金の取扱いにつきましては、そもそも町のほうでは指定管理者制度において、剰余金は想定していないところです。指定管理者の自主的な経営努力によりまして生じる利益につきましては、特に協定書内には記載していないところです。

ただ、経済の急激な変化等に対応するため、協定書には、第7条で、委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、委託者、受託者協議の上、定めるものとするということで規定しているところです。以上で答弁を終わります。

○議長（米村 洋議員） 西尾正剛、議員。

○2番（西尾正剛議員） ありがとうございます。熊日新聞でも紹介されていたわけなんですけれども、3,500件というのが掲載されておりました。

私個人的に支援というのはないんですけれども、30年前の40歳頃に、職員時代に、この立神峡公園の開発に携わって、都市と農村の交流事業ということで、農業構造改善事業に取り組んで、ログハウスとか展望所とかの建設を行いました。この仕事をやるというの、相当苦労したんですけれども、苦労して完成し、維持されてきた立神峡公園というのが、トイレとか遊歩道とか十分にそういった清掃あたりが施されることなく、なおかつ会計上の不適さというのもあるわけで、この不適さというの、程があるというような心境です。

このことを踏まえてですね、ちょっと今答弁を頂いたんですけれども、いくつかをお尋ねをしたいと思います。

まず第1点目なんです、12月議会の一般質問の町長答弁の中で、道の駅を管理しているまちづくり振興会は、剰余金を町に寄附して基金造成して次の投資を行って

いる。情報銀行とまちづくり酒屋を管理しているまちづくり株式会社でも、監査を行って、総会で余剰金の900万円を内部留保金として蓄えているというような報告が町長のほうからありました。

そして、今村上課長の答弁では、この余剰金というのは想定していないということなんですけれども、立神峡里地公園管理運営協議会というのは、内部留保金は幾らぐらいあるのですかということを聞いても把握してないという答弁です。

ですから、どうもこれまでこの9年間というのが、内部での監査が行われていないのではないかというふうに思うんですけれども、熊日新聞の情報でもこの協議会は町民らでつくる任意団体で数人でこれは組織されているんでしょうけれども、どうも何か、客観的に見る限りでは、全てこの会長1人が、どんぶり勘定で9年間適当にやってきたのではないかというような疑問があります。

副町長から12月7日の議会で、9月議会終了後に業務監査を行ったと報告がありました。金銭出納簿は確認したとあったんですけれども、監査は実施されていたんですか。もう1つが、通帳はこのとき確認されていますか。この2点、副町長お願いいたします。

○議長（米村 洋議員） 平逸郎、副町長。

○副町長（平 逸郎副町長） 9月に行いました内部監査の中では通帳のほうも確認はしております。その中で金銭の出納関係のほうは問題ございませんでした。

監査につきましては、団体が自分たちの内部監査のほうは行っております。ただ、税理士さんがついておりますので、その中で損益計算書等はきちっと作成をしてありました。以上でございます。

○議長（米村 洋議員） 西尾正剛、議員。

○2番（西尾正剛議員） ここ疑問視したのが、通帳がきちんと管理されているかどうかというのがちょっと私、疑問視していたんですけれども、この根拠というのがこれ情報元は明かせないんですが、お金が管理団体名義じゃなくて、この会長個人の名前で振り込みがされたという情報がありました。通常、こういった団体を組織されて、そこの団体からそういう支出、収入というのが、されて無いような気がいたしました。

この行政指導の中にこういった、ちょっと杜撰というかね、そういったのは見えませんでしたか。今、副町長のほうから税理士さんへは毎月やられているということなんですけれども、それはあくまでも、税理士さんへこういった収入がありましたとかっていうので、必ずしもその全部が報告されてないような気がします。こういった管理の面ではいかがだったでしょうか。副町長。

○議長（米村 洋議員） 平逸郎、副町長。

○副町長（平 逸郎副町長） お金の出入りにつきましては、確認したところ、疑義はございませんでした。以上でございます。

○議長（米村 洋議員） 西尾正剛、議員。

○2番（西尾正剛議員） 町への報告のところなんですけれども、9年間光熱水費1

000円、それと途中から全施設について、それと令和5年から全施設が2000円というふうにしたわけなんですけれども、これを去年の夏、直近のここ10年間の立神峡公園の利用者数というのを教えてもらいました。これは、立神峡公園を訪れる観光客の熊本県からの報告、以前、多分こういったのは県に報告されていますから、この数字も担当課からもらったんですけれども、令和4年で4万1,810人、1年間で、ここ10年間で大体4万人から5万5,000人ぐらいが、立神峡を観光客として訪れています。このときに、管理団体から報告された施設利用者、これも10年間の数を頂きました。そうしたところこれが去年の10月に、氷川町立神峡公園管理者募集要項というのは、過去3年間の施設利用者と金額が出てきます。この過去3年間分の使用料収入実績、これを照らし合わせて計算してみると、ここの光熱水費っていうのが、町への報告には入っておりません。つまり、利用者数の1000円というのが、何年もこの分が抜けていると思うんですけれども、この点いかがでしょう。村上課長。

○議長（米村 洋議員） 村上孝治、地域振興課長。

○地域振興課長（村上孝治課長） 先ほど副町長からも答弁ございましたとおり、指定管理者のほうにつきましては、収入、支出とも税理士のほうにきちんと報告しているということで判断しております。

それから、単純に利用者掛ける1000円で計算することが本当に合うかどうかというところもありますので、そこは指定管理者と税理士のほうできちんと経理は行われていると判断しているところです。

○議長（米村 洋議員） 西尾正剛、議員。

○2番（西尾正剛議員） 税理士にきちんと報告はされて、そういった消費税の計算とかもされて、収入、支出もちゃんとされているのかもしれませんが、私が思ったのが、こういった事実が報告書を照らし合わせて見ても金額が合わないし、報告にもこの町への報告というのが、1000円掛ける利用者数で何十万もなるわけなんですけど、どうも抜けているような気がしたものですから、この質問をしたわけなんですけど、担当課としては、ここ9年間ぐらいは、どうも町は担当課としては性善説でこういった報告を鵜呑みにしているのではないかと、そういったことを感じるわけです。

昨年12月8日の熊日新聞から始まりまして、これは条例に基づかず利用料徴収、これから始まって12月16日にはこの協議会からネット上に重要なお知らせ、立神峡公園利用に関する一部料金の返金についてというのがアップされました。1名当たり2000円を返金するよう町から指導がありました。これが今年の2月7日には、またこの協議会から重要なお知らせ、立神峡公園を利用された皆さまに対して一部料金の返金について（追記）がアップされました。ここでも利用料金の一部に不適切な料金徴収があり、該当の料金については返金するよう町から指導がありましたので返金いたします。なお、平成26年から平成30年のキャンプ利用者からは1人当たり1000円を徴収していましたから連絡をくださいと、そういった内容でした。

更にこれが2月上旬というときですが、利用した対象者宛てに通知が出されておりました、ここの中で、1月31日までを目途にして返信を連絡ください、返信をく

ださいと、そういった内容で、この利用者に直接通知が行っております。

この中でこういった記載があったんですね。徴収していた料金につきましては、皆さまが安心して快適に過ごすことができるよう、公園管理費の不足分を補うために徴収しており、公園内のつり橋の塗装、機械購入、草刈り、樹木の剪定、防犯カメラなどさまざまな公園管理に充てておりました。そういった記載がありました。

そもそも公園管理費が不足しないように、町は1,000万円以上も支出しておりますし、この事業計画等事業予算の中に、プロポーザルでやる最初の計画の段階で、聞き取りの段階で、事業計画と事業予算は出されているはずなんです、そういった草刈り剪定というの、この予算の中に含まれているはずなんです。

で、公園管理費が不足しているということは担当課からこれまでも、この間の議会までで聞いたことないんですが、昨年、常任委員会の中で110万円の赤字だったという報告を委員会で受けたんですが、前は結局10万円の黒字という議会での報告ありました。

ですから、こういった管理不足だから200円を徴収したという、通知内容というのは、ここの自分の正当性っていうのを主張して、お客さんに対して騙すって言ったらなんですけれども、こういったのきちんとした数値じゃなくて、内容としては不適切な通知みたいなような感じがいたします。

前はここの団体が防犯カメラとか、自主財源から設置しているんじゃないですかというような受け取り方をしたんですけれども、12月7日の議会のときには、総額340万8,000円の事業で県から255万6,000円の補助金がありましたと、副町長から報告がありました。これも県の観光連盟による感染症対策等支援補助金での話ですから、直接この観光連盟に聞いてみました。ところが、詳しい内容は県の観光企画課で聞いてくださいということでしたので、観光企画課にこの内容を詳しく尋ねてみました。こういった事業になっていますということで、きちんと報告してくださいねとか、結構詳しく縛りがあるような支援補助金なんですけれども、こういった県から頂いた補助金も含めて、こういった使われ方にされているのか、把握されますか。

○議長（米村 洋議員） 村上孝治、地域振興課長。

○地域振興課長（村上孝治課長） 県の補助金の内容につきましては、補助の申請書並びに実績報告書の写しについてはちょっと、本日持ってきていませんけども一応その写しを頂いているところです。

○議長（米村 洋議員） 西尾正剛、議員。

○2番（西尾正剛議員） この分は詳しく教えてもらえますね。出向いていきますので。後ほどまた担当課に聞きたいと思います。

要は、コロナ対策でその施設の利用者に応じた上限で金額が決まっていますよね。ですから、要は昨年度の場合は、町から1,000万円もらって、宿泊者から1,000万円もらって、こういった、県からも補助金をもらっているというような会計になっているみたいですから、そこはきちんと、多分副町長をヘッドにして監査が行われ

たというところで理解をしておきたいと思います。

次にこの2月の、これ熊日新聞に載っていた、先ほど担当課長からも説明がありましたように、2月16日付けの熊日新聞、これは不適切徴収5年で3,500件で、返金が、今説明があったような金額です。しかも、総額は把握できてない上、2015年から2018年の4年間は文書が破棄されているというようなことです。これは2,500件がという数字なんですけれども、私が先ほど言いましたように、10年間の施設利用者からとすると、これ足し算するだけなんですけど、2万5,799件がこの100円からスタートしている不適切徴収ということになります。これは、当初はキャンプ場の利用者からだけだったですから、令和元年からは、全施設で1人当たり100円徴収しています。キャンプサイトそのほかに、自主事業の名目で、キャンプサイトでの1,000円とか、ふくろう館とか500円のかまどの利用料とかそういったのを除いて、単純に100円を掛けたら257万9,900円ですが、これを、ぴんはねしているってというような形になろうかと思います。これは、去年の4月から9月までとかは、全施設が1人当たり200円とっていますから、もちろん、これは加算される話なんですけれども。

これも、先の議会でちょっと話をしたんですけれども、役場の担当職員に報告した報告書に職員がチェックしたのが気に食わないということで手書きでおわび状を持ってこいと言って、持ってこさせた個人ですけれども、今度は町に対して、これだけ騒がせたということで、申し訳ありませんでしたという手書きのおわび状で済む問題ではなかろうと思います。

以前、ある町の職員が、公民館使用料を着服して懲戒処分を受けたニュースもありました。職員がこういった行為をした場合は、当然、懲戒処分の対象になるわけなんですけど、町施設の管理を代行して行っているわけですから、当然、懲戒処分を受ける対象の可能性もありますが、そうした処分の考えというのは、ありませんか。

○議長（米村 洋議員） 答弁誰にさせますか。答弁は。

○2番（西尾正剛議員） 町長、どうでしょう。

○議長（米村 洋議員） 藤本一臣、町長。

○町長（藤本一臣町長） いきなり処分の話をされましたのでびっくりしましたけれども、今返金作業を進めているところでございます。町の指導に従って、今一生懸命返金をされております。その結果をしっかりと見届けなければならないと思っていますし、いわゆる権利があるわけですので、その分につきましてもしっかり返金をすることで今指導し、実行しているところでございますので、その辺りを見定めた上で話になってくるのかなというふうに思いますし、職員と同じようなそういった処分が適用が可能かどうか。あるいは適正かどうか、そういったこともやはり判断する必要があるのかなと思っています。

指定管理業務、それぞれの会社その他にお願いをしております。やはりそこには信頼関係がなければなりません。当然、相手もしっかりその信頼にこたえるような管理をしていかなくちやなりません。そういったことを指導していくのも私たちの仕事で

ございますので、しっかりそのことは今回のこの件を機に、今指導精一杯やっているところでございますし、ほかの施設につきましても、月1回しっかりそういった、内部の指導をして、あるいは監査をして、適正な指導をしてくださいということで進めておりますので、その辺りの処分その他につきましては、今後の課題ということで、受け止めておきたいというふうに思っております。

○議長（米村 洋議員） 西尾正剛、議員。

○2番（西尾正剛議員） 了解いたしました。先の議会で、議長のほうからこのことは故意とか過失とかの問題じゃなくて、違法に徴収することはアウトですというコメントがありました。これは前回、この資料は説明したんですけれども、これはホームページで、指定管理者制度というところでネットで検索したら、これがもう、すぐ出てきたんですけれども、これも前回ここで紹介いたしましたけれども、この法的立場、これが指定管理者、ここのところでは自主事業と呼ばれている行為がもたらす収入も指定管理者でなく、自治体に帰属するものです。許可を受けずに事業を行えば、自治体、町として行ったことによりその収入は、指定管理者でなく、自治体に帰属します。あとは許可を受けること、つまり、利用者として立場を正当な手続で確保しない限り、管理する公の施設を使って委託料と利用料金以外の収益を得ることはできないと。そういったことが、前回でも紹介いたしましたようにそういった規定があります。

それともうちょっと詳しい資料がないかなと思って八代図書館に行ったんですが、残念ながら、本はございませんでした。で、八代市立の図書館に行って、ちょっと資料を見つけ出して、ちょっと調べてみましたところ、やはり、したがって事業によって得た収入は、自治体に帰属する、指定管理者が自らの発案で事業を実施しても、自治体の収入になる。その収入を指定管理者に帰属させるというのは、その収入を指定管理者が収入にするというのは違法である。そういったのも、八代市の図書館から借りてきた、本の中にもそういった記載がありました。

先ほど、弁護士相談をして10年間の請求とかっていう話もあったんですけれども、これは今の話からするとそこで利用にしても、お金は要りませんという方もいらっしゃるって話ですが、そういったお金は、本人というかこの団体の収入として取り上げるべきでなく、町の収入にするべきというふうに思います。

ですから、これは10年間とかっていうことじゃなくて、普通の使用料の考えでいきましたならば、この地方自治法236条に、5年間、これは5年間の債権ということで、その部分が請求することができるわけなんですけれども、これは援用を、本人はこれを手数料として思っているわけですから、手数料の上乗せだということで理解しているわけですから、援用の制度を使わなかったならば、やはりこれは10年間、ここの8年間の使用料というのは、本人からの請求がなかったならば、町に戻すべきという風に私は思います。ですから、10年間のやり方で、ずっと続けていくよりも、ある程度期限を、例えば3月末までにするとかの期限を区切って、その団体が回収した収入として入れた金額200万円以上なんですけれども、それは一般会計に入れるべきかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（米村 洋議員） 藤本一臣、町長。

○町長（藤本一臣町長） 今、返還をしない、徴収金は一般会計に入れるべきという話がありました、それはいかなるものでしょう。民法上できちんといわゆる、不当に得た利益は本人に返しなさいと決まりがございます。だから今本人に返す作業をしております。あと本人さんが、それについてはもうその権利を放棄しますとおっしゃった部分を町がそのお金を取ることが可能なのかどうかちょっと、民法上の調べをしてみます。指定管理上の決まりはそこにあります。

ただそれを全部個人に返すという今作業しているわけですから、その途中で、要らないといった人の分を町にとるということが適当かどうか、その辺りやはり民法との関係もあるかと思っておりますので、しっかりその辺りも、整理をしながらしっかり返還作業を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（米村 洋議員） 村上孝治、地域振興課長。この不適正で徴収した料金に対して、10年間という、弁護士はそういうこと言った。間違いないの。ちょっと説明して。

○地域振興課長（村上孝治課長） ただいまの町長のほうからも答弁がございましたとおり、この徴収した料金につきましては、不当利得というものに当たりますというので、民法第703条に、法律上の原因なく他人の財産または労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者はその利益がある限り、これを返還する義務を負うということです。不当に得た利得につきましては、返還しなければいけないという民法第703条でございます。

民法第166条に債権等の消滅時効というのがございまして、不当利得の返還義務がありますけれども、料金を支払われた方々につきましては、10年間請求することができると166条の第1項に、債権は次に掲げる場合に、時効によって消滅するというので、債権の時効の消滅が10年間ということでございますけれども、逆に言いますと、10年間は請求ができるということです。不当利得の返還義務につきましては、10年間は返還をしなければいけないと。

返還の義務があるということで弁護士のほうから助言を頂いているところです。

○議長（米村 洋議員） その例えば援用を行使しなくても10年間はできるということ、例えば5年なら5年ですよと言ってね。しかし、5年したら時効がありますよって、それはあくまでも法的な10年間という返還請求はできますよということ。それとも援用しなきゃいけないということね。それはどっちなの。村上孝治、地域振興課長。

○地域振興課長（村上孝治課長） それはもう10年間返還義務があるということでもあります。

○議長（米村 洋議員） 西尾正剛、議員。分かりましたか。

○2番（西尾正剛議員） 民法もちょっと消滅時効計画の債権についてということで、公債権と私債権のところもちょっと勉強してきました。で、該当するって先ほど、村上課長が言われたここは、不当利得請求権あたりも発生してからのことなんですけれ

ども、流れからしてどうかというふうに思うのが、1番ベストなやり方というのがこの自治法の236条での徴収の仕方かなあというふうに思った次第なんです。民法でいけばそれは、10年というのは、不当返還請求というのは、私も理解しているんですけども、そこは行政とかいうことを考えるとかということになろうかと思います。その辺は、分かりましたということにします。

○議長（米村 洋議員） 西尾正剛議員、どういう取扱いしていくのかいうことは今度、例えば不適切徴収に対して、返還することにおいて、指定管理者はこれその人の代わったとき、交代したときに、その後においてはこの徴収の取扱いどうするのかということだね。地域振興課長、どう思っているね。村上孝治、地域振興課長。

○地域振興課長（村上孝治課長） 先ほどの答弁にちょっと不足と言いますか、不当利得につきましては、今回でいきますと指定管理者の責任において、返還しなければいけないということです。町がそこに関与するのは、難しいことでしょうということで、指定管理者がもし代わった、交替した場合でも、それは現在の指定管理者が返還義務を負うということで認識しているところです。

○議長（米村 洋議員） 問題は指定管理者が代わっても、その指定管理者が返還する義務が生じるということだね。西尾正剛、議員。

○2番（西尾正剛議員） はい、了解いたしました。2項目めは、これは一緒によろしいですね、議長、2項目めの方は、これは12月議会で平副町長から、利益が出た場合の分配をどうするかというのは、町に自主的に寄附をするとか、協定書の中に盛り込んで、今回結ぶ4つの協定については全て盛り込んでいこうというふうに考えているということで、当然、なお先般の立神峡管理組合の指導書の中にはその旨も盛り込んでありますということで、答弁、議会の中で話されておりますのでそこを信用して、この通りにいけるものと思って終わりたいと思います。

○議長（米村 洋議員） 以上で西尾正剛議員の一般質問を終わります。

ここで10分間暫時休憩します。

-----○-----

午前10時48分

午前11時58分

-----○-----

○議長（米村 洋議員） 次に、1番、飯田健二、議員の発言を許します。

○1番（飯田健二議員） 皆さんおはようございます。1番、飯田健二、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1番、重点支援地方交付金の活用状況について、ア、重点交付金の交付対象事業は8つの推進事業メニューとして準備されていますが、本町ではどれだけ活用されたのでしょうか。イ、八代市、芦北町では、キャッシュレス決済ポイント還元事業が展開されていました。定住自立共生ビジョンを結ぶ中で、氷川町はなぜ足並みをそろえることができなかったのでしょうか。

2番、博報堂プロダクツと包括連携協定について。行政が気づかない町の魅力や人

口減少対策、企業誘致都会への販路拡大を外部の視点を入れて考えるとありましたが、進捗状況を聞かせてください。

3番、里親制度について。これまで家庭で子どもを育てることができない状況にある子どもたちは、乳児院や児童養護施設等で生活し、育てられてきましたが、昨今、国は施設で育てるより家庭のぬくもりを感じられる環境で子どもたちを育てていく里親制度に予算を組替えていこうとしているようです。その広報や啓発をしっかりとサポートしていくまちづくりをしていく必要があるのではないのでしょうか。の3点について一問一答方式でよろしくお願いします。

○議長（米村 洋議員） 質問事項、重点支援地方交付金の活用状況について、アの答弁を求めます。西村憲志、企画財政課長。

○企画財政課長（西村憲志課長） 1つ目の質問のAにつきましてお答えいたします。

この重点支援地方交付金につきましては2種類ございまして、1つ目に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がございます。この交付金につきましては、令和5年度6月補正で予算計上し、対象事業といたしまして低所得世帯支援枠が1世帯当たり3万円の給付と、今回お尋ねの8つの推奨事業メニューとしてエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援や、同じく物価高騰に伴う子育て世帯支援などが設定されております。

この推奨事業メニュー分としましては、国から5,924万7,000円が町へ交付され、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援において、3才未満児を対象に現金3万円を給付する子育て支援臨時給付金のほか、保育所や小中学校の給食費補助など、6事業に合計1,474万7,000円を活用しております。ほかにも、消費下支え等を通じた生活者支援においては、プレミアム商品券販売支援事業など、2事業に合計1,040万円、農林水産業における物価高騰対策支援において、施設園芸や工芸作物における燃油価格高騰対策事業など4事業に合計で2,150万円、すべて合わせますと8つの推奨事業メニューのうち、5つのメニューで合計15事業に活用しております。

そしてもう一つが、11月の国の補正予算第1号成立に伴い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、推奨事業メニュー分4,294万円が追加交付されたもので、令和6年1月補正で予算計上しております。

こちらの内容といたしましては、前述の頃の臨時交付金と同じものとなっておりますが、低所得世帯支援枠が1世帯当たり、7万円の給付となっております。

こちらの推奨事業メニューでは、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援において、課税者の扶養親族のみで構成される非課税世帯への7万円給付や、第2次LPガス使用世帯支援事業など、8つの推奨事業メニューのうち、3つのメニューにおいて合計3事業1,180万4,000円を活用し、うち2つの事業につきましては、令和6年度に繰越して実施するものでございます。

また、残りの3,113万6,000円につきましては、本省にて繰越しし、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援、1事業と農林水産業における

物価高騰対策支援、4事業分を令和6年度予算に計上しております。以上でアについての答弁を終わります。

○議長（米村 洋議員） 飯田健二、議員

○1番（飯田健二議員） こちらの推奨事業メニューのほうも、この本町に合ったメニューとして、本町ならではの事務配分のふさわしいものを行っているものとは思っております。その中で推奨事業メニューの算定方法に、人口、物価上昇率、財政力を基礎として算定するとあります。本年度の一般会計予算総務費国庫補助金の中で3,200万円程度歳入に記載されていますが、この金額が本年度の推奨事業メニューの予算の総額でしょうか。

それから、またこちらの制度には、地方公共団体が今この8つの推奨事業メニューよりも更に効果があると思うものについては、実施計画に記載して申請可能とありますが、これは、申請して認可されれば更に予算を頂くことができる制度なのでしょうか。企画財政課長、お願いします。

○議長（米村 洋議員） 西村憲志、企画財政課長。

○企画財政課長（西村憲志課長） ただいまの御質問の3,000万円の予算というのは、5年度の予算ですか。これは今年の一般会計の令和5年度の予算ですね。

ただいまの推奨事業のメニューといたしましては、先ほど申し上げましたコロナの臨時交付金の分が5,924万7,000円ですね。それと、物価高騰対策の臨時交付金が4,294万円ですので、合わせまして1億円ぐらいになります。推奨事業メニュー分だけとなります。

申請のメニューにつきましては、当然今申し上げた、金額といいますのが、今、飯田議員もおっしゃったように、人口ですとか、物価上昇率でそれぞれの市町村に配分される金額が決まってまいりますので、追加といいますか、これを入れてやりたいと言って申請したからといって、それが認められるというわけではございません。当然この予算範囲内で、やっていくということになっています。以上です。

○議長（米村 洋議員） 飯田健二、議員。

○1番（飯田健二議員） この推奨事業メニューの総額の予算の人口がもし今後減っていったらということでは減ったりしていけばこの予算総額も減っていく可能性もあるということでしょうし、またこの人口が増えたり、うちの財政力を上げていければこの予算もまた更にもらえるという考えでよろしいですかね。

○議長（米村 洋議員） 西村憲志、企画財政課長。

○企画財政課長（西村憲志課長） そこに全ての人口ですとかその辺の原因が加味されるかっていうと、こちらではちょっと把握できかねる部分でございますし、この交付金がいつまで続くかというのも分かりませんので、そこはちょっとお答えを控えさせていただきます。以上です。

○議長（米村 洋議員） 飯田健二、議員。

○1番（飯田健二議員） 分かりました。それでは伊の質問をお願いします。

○議長（米村 洋議員） 村上孝治、地域振興課長。

○地域振興課長（村上孝治課長） それでは質問事項イにつきまして、お答えいたします。

八代市、芦北町が実施されましたポイント還元事業につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用をされた事業で、ともに12月議会で予算を確保され、事業を実施されたものです。

定住自立圏で広域的に実施可能なものにつきましては、第2期の共生ビジョンとして取り組んでいるところですが、今回のポイント還元事業につきましては、共生ビジョンにある取組ではなく、それぞれの市町が重点支援地方創生臨時交付金をどのような事業に活用すべきか、判断されたものでありまして、交付金の枠がある中で、本町では先ほど企画財政課長から説明がありまして、それぞれの事業が必要であると判断し、重点支援地方創生臨時交付金を、充当をしたため、ポイント還元事業には取り組まなかったところです。以上、答弁を終わります。

○議長（米村 洋議員） 飯田健二、議員。

○1番（飯田健二議員） その推奨事業メニューの中の、多分3番のところに当てはまる下支えのところで、本町ではプレミアム商品券をとくとく券ですかね、あちらのほうを活用したというところで、芦北、八代市ではそういった、キャッシュレス関係のほうをやったんだというふうに理解して理解しました。その中で今後このプレミアム商品券の活用とかそういったことの中で、実際にプレミアム商品券というのは氷川町の事業所にとってはありがたいものであります。

しかしやはり活用する場所がコンビニとか、ドラッグストアとか日用生活品がこの本町の場合は主であって、残念な話ですが、まだ活用できる場所が少ないという町民からの声も課題としてあるようです。ただこの包括支援、八代市、芦北町でしたこのキャッシュレス決済ポイント還元事業の場合は、八代市でも芦北町でも使えたりとかするわけありますので、本町がいろいろこれから考えている交流人口、関係人口、定住人口を増やしていこうと思っている氷川町であれば、もちろん地元業者間の競争は激化すると思いますけれども、やはり八代市、芦北町の住民も取り込む可能性も生まれてきますし、それから、さまざまな場所で使える選択肢も増えていくので、町民の活用が増えることも期待できると思います。また決裁や事務手数料等の負担もなくなることから、今後はDX推進を図っているのであれば取り組むべきではないかなというふうに思っています。これは藤本町長。今後どうでしょうか。

○議長（米村 洋議員） 藤本一臣、町長。

○町長（藤本一臣町長） 取組につきましては、課長が申し上げましたとおりでございます。うちに必要な事業を優先して行ってきたということでございます。

今、町のほうでもキャッシュレス、あるいはそういったDXが今進んでおりまして、これからは利用される方が多分増えてくるんだろうというふうに思っております。そういった中で、そういった利便性、あるいは地域の経済効果が望めるとするならば、やはりそういった方向も考えていく必要があると思っております。大切なことは、町内のいわゆる業者の皆さま方がきちんとキャッシュレスに対応するような、体制が整

っていないければ、大手のそういった別のところに捉えてしまうという話になりますので、その辺りは商工会とのしっかり連携を図りながら、進めていく必要があるのかなというふうに思っておりまして、1番効果があるのは、プレミアム商品券かなという形で、今年度また来年度も行っていきますけれども、しっかりそのあたりも並行して進めていけるよう検討してまいりたいと思っております。

○議長（米村 洋議員） 飯田健二、議員。

○1番（飯田健二議員） ぜひ商工会さんとしっかりと連携等を図っていただいて、対話と協働をしっかりして、このキャッシュレスの有効性であったりとか、その導入であったりとか、そういったところを商工会さん自体も、八代だったら商工会議所さんとかいろいろあります経済団体がありますけれども、ああいうところも、しっかりと勉強しながら時代に対応していこうとされていますので、そういったところのアドバイスであったりとか、そういった行政的な指導とかは積極的にしていって、町の商工業者が時代に取り残されないようにしていただければと思います。

それでは、1番の質問を閉じさせていただきます。2番お願いします。

○議長（米村 洋議員） 質問事項、博報堂プロダクツと包括連携協定について答弁を求めます。西村憲志、企画財政課長。

○企画財政課長（西村憲志課長） それでは、2つ目の質問事項についてお答えいたします。氷川町は令和5年1月19日に、総合政策事業会社である株式会社博報堂プロダクツと地域活性化包括連携協定を締結いたしました。この協定に基づき、地域が抱えているさまざまな課題に対して、自治体と民間企業が相互に連携し、協働することにより課題解決を目指すものでございます。この協定締結以降、これまでの取組といたしまして、3月に関係課へ2日間にわたりヒアリングを実施し、業務内容や今後の課題、事業計画などを聞き取り、町が目指す方向性を共有いたしました。

令和5年度に入りまして、4月には住民意識調査を実施しております。町内全世帯を対象にしたアンケートのほか、町内外施設での街頭アンケートや、農業者、商工業者、移住者などへの住民インタビューを実施いたしました。

6月には職員によるワークショップを開催し、住民意識調査で見えてきた氷川町のよさや課題をもとに、若手からベテランまで16名の職員が集まり、氷川町を好きになってもらうためのコンセプトづくりに取り組みました。このワークショップでは、氷川町を好きになってもらうターゲットに、九州にゆかりのある30代の子育て世帯、氷川町を好きになってもらう全ての活動の核となるコンセプトを、多彩な自由を家族で実現できるまちということで意見をまとめました。

7月にはそれまでの取組について報告会を実施し、町長、副町長をはじめ、関係課長やその他の職員にも連携協定に基づく取組の現状と、今後の活動予定について確認頂いたところでございます。更に11月には、重要課題の解決に向けた取組について、職員に企画を募集し、職員35名から延べ51件の提案があり、これらを精査し、7つの重点プロジェクトに集約いたしました。

今後はこれらの課題解決に向け、職員が主体となって検討していく予定でございます。

す。以上で答弁を終わります。

○議長（米村 洋議員） 飯田健二、議員。

○1番（飯田健二議員） どうも僕がコンサルタントの活用というのに、またいろいろと疑問と心配がございます。また、この包括連携協定特に官民一体型というやつなんですけれども、本当こういろんな自治体で行われているのはよく分かるんですよ。いろんな場面で、その中で実際今その7つの重点プロジェクトまでこう絞ったというところもあるんですけれども、またこれ後でちょっと、お聞きできたらお聞きしたいなというところがあるんですけれども。

そもそも、この包括連携協定が生まれた三つの理由っていうところが、地方自治、これはもう本当日本トータルマーケティングっていうところの全体の包括連携に関しての調査とか、そういったところをする会社で、そういったデータのところをもとで、ちょっと話しさせていただきたいんですけど。

地方自治体でのまず人員不足であるとか、突発的なこれまでの自然災害が起こったりとか、それと地方自治体のDXの推進とか、そういったところで行政の皆さまだけではちょっと、先に進まないところをこういった民間の力を借りて、官民連携で伸ばしていく、解決させていくっていうところでされているというのが、大きな理由の一つだったりとか、あとちょっとずらっと行きます。最後にまた聞かせてもらえばいいんですけれども、包括連携協定のメリットとして、行政サービスを充実させられる。それから、業務効率化、財政支出を削減できる、そして包括的経営をする企業側にもメリットがある。企業側のメリットっていうのは何かなくて考えたときに、企業側は、要は自分たちのこの博報堂プロダクツっていう会社が、この地元熊本で、そこで成果を上げれば自分たちの会社のブランディングができるというところで、多分そういったところだと思うんですけれども、みたいなんですけれども、逆に、包括連携協定における注意点として、実績が見えにくい分野がある。それと自治体と企業間に意識のずれがある。とか、逆にこのゆめブランディングづくりが失敗したときに、企業側にも自分の会社のイメージ悪化のリスクがあるっていう、問題があったり、また、成功させるためのポイントとしては、具体性のある協定書それから自治体の総合計画とをしっかりとリンクさせる。そして民間企業にとって最低限の収益を確保する。これが何かこう、包括協定をうまく行っていくためのメリットとデメリットとかそういったことで、全国の自治体でも包括提携していったって、大体、全体の25パーセントがうまく成功した事例というふうに言われているようです。

やはり、そこにはやっぱり、トライアンドエラーといって、やっぱ挑戦とそこでの失敗からの修正の切替えしというのをしていかなきゃいけないんですけれども、こういったところを踏まえたときに、本町で言うこの交流人口、関係人口の増加、移住定住の促進に関わることと、これ連携協定書のこの1番の紙にあるんですが、まず、ことに関して、まず、交流人口というのは何なのか、関係人口というのは何なのかというのを定住移住の促進というのはどうのように捉えているのかを。ちょっと聞かせていただければなと思います。

○議長（米村 洋議員） 西村憲志、企画財政課長。

○企画財政課長（西村憲志課長） ただいまの交流人口、関係人口につきましては、氷川町という町がございますが、そこを例えば通過するだけの方とか、町の名前を知っているけども通過するだけの方とか、町に勤めている方、町外から勤めている方ですとか、そういったものを含めまして交流人口、関係人口というのがございます。定住につきましては、当然今住んでらっしゃる方もそうですけれども、今度氷川町という町を、例えばこの今博報堂プロダクツとの事業によって、周りに知らしめた場合ですね、町を知っていただいて、こんないい町なんだな、こういうところに住んでみたいなっていう方を見つけて、そこで実際に住んで頂く、そういったものを取り込んでいくっていうのが、取り組んで定住していただくということで考えております。

○議長（米村 洋議員） 飯田健二、議員。

○1番（飯田健二議員） それでは、ちょっと僕理解深めたいんで、1個1個ちょっと聞かせてください。

産業振興で、主な取組事項というところで、農業や商業といった地場産業に新たな価値や魅力を付加する取組を提案、デジタルシフトを初めとするDX施策へ働きかけ、若者の興味を喚起する新たなコンテンツを創造するなど地場産業の活性化に取り組ますというふうにあります。これは具体的にどういったことを、ビジョンに掲げているのかに関して、課長お願いできますか。

○議長（米村 洋議員） 西村憲志、企画財政課長。

○企画財政課長（西村憲志課長） 地場産業につきましては、それぞれ今おっしゃった地域振興課ですとか、農業に関して農業振興課ですとかで取り組んでいくところではございますけれども、そこを一体的に考えまして、今後先日6年度の予算を説明いたしましたけれども、その中で予算を計上しております。その中でこのプロジェクトをそれぞれ組みまして、検討していくということにいたしたいと思っております。

○議長（米村 洋議員） 飯田健二、議員。

○1番（飯田健二議員） それでは、住民サービスの向上というところがあります。みんなに寄り添うスマート田園都市氷川の基本理念のもとで、全ての町民が健康で快適に暮らせるまちの実現に向けて、デジタル技術を活用した新たな生活サービスの提供を追求していきます。こちらのことにってはどのような感じなのでしょう。

○議長（米村 洋議員） 西村憲志、企画財政課長。

○企画財政課長（西村憲志課長） 住民サービスの向上につきましても、その具体的な内容といいますのが、今後、先ほどから申し上げますように、6年度の事業で取り組んでいくというところがございます。今も既に、例えば今年度でしたら、コンビニ交付ですとか、そういったものも始まっているところがございますが、今後ますます住民の利便性を考えまして、そういったサービスの内容を深めていくというところで考えております。

○議長（米村 洋議員） 飯田健二、議員。

○1番（飯田健二議員） ですので、先ほどもちょっと、まだ今からということで、

そういったことを聞きかけてしていくんでしょうけれども、実際この本町の包括連携をしたときの、ホームページにこれ、そのときの情報に係る博報堂プロダクツのホームページからこれ全部拾い上げて、本町が主な取組事項として掲げている話なんですけれども、やはり1番大事なのはやはりそのコンサルタントがよくあるのが、これだけのコンテンツを私たちは用意しています。その中でこの町はこれとこれを使ったほうがいいですよとか、町がそのコンサルタント会社が結局たくさんの事例を全国で持っていたりとかするわけですから、そんな中のことでぼんやりとしてことをやってしまう。やってしまいがちだと思うんですよ、どこのコンサルタントも。だから、そこはやはり、先ほども、もうこれが大事なことで、コンサルタントを扱う私たちが、それだけの知識とやってほしいことを明確化させないと、きっとぼんやりとしたもので、こういうことを取組ましたこういうことを取組ましたみたいに、形で終わる可能性があるというのを1番心配しています。

それともう一つが、この博報堂プロダクツというところは、映像とか、広告媒体が何か物すごく特化していいところみたいな形で、いろんなサントリーさんとか民間企業の大手のですね、商品のブランディングか広告を打ち出したりとかするのはすごく上手な会社だと思います。ただ、それはやはり民間が民間でやるから民間のコンセプトがあって、具体的なことをするというのがあるから、コンサルはそれがつくれるわけであって、そこをやはり、このプロジェクトチームに入れられている課長の皆さま方とか、そういうそういったとこ、町長も含めてやはり、そこ付近は本当にこう、何がやりたいかというのをしっかりと明確にさせていくことと、僕の場合も、これを見ただけで、住環境整備が必要だなとか、それとかキャッシュレス決済のことでもそうですし、ここに書いてあることが全部つながっていくなと思いますし、やはりこう活気ある町とか子育て世代が住みよい、住み続けたいと思う住環境の整備とかいろいろ書いてあるということは、この町ができる小さなこうやれることの積み重ねが、意味があるのかなって思っているんですよ。ですので、そういったところで博報堂主導ではなくて、本当に協働と対話の中でやっていってほしいなと思います。

町長の考えをちょっとお聞かせください。

○議長（米村 洋議員） 藤本一臣、町長。

○町長（藤本一臣町長） ありがとうございます。まさに適切なお指摘でございます。これまでもいろんなご提案がありましたけれども、私たちがきちんと必要なものをぜひやっていただきたいということで、先ほど言いましたプロジェクト、絞り込んできたところでございまして、まさにおっしゃいますとおり、映像、それからそういったPR、1番得意な分野でございます。私たち職員に1番不得意の分野がその分野でございまして、ホームページをつくってあげる。でも魅力あるホームページでないと見ていただけません。そういったところはやはりプロの力をかりていかなんというふうに思っておりますし、今年度の1番の目標を産業の振興、いわゆる居住環境、人口政策という形で冒頭申し上げました、施政方針でそれを具体具現化していくためには、やはりそういっ

た、周りの外部の力も必要な部分が必ず出てくるというふうに思っておりまして、そういったところにしっかり力を傾注していただくということを、念頭に置いて進めていきたいというふうに思っておりますし、これから動き出します。今1年間かけて下準備をしてきました。私たちが求めるものが見えてまいりました。それをどういった形で具現化してくれるのか、そういった提案があるのかを、一緒になって進めていくということでございまして、まさに議員おっしゃるとおり一緒になって進めていけよということ念頭に置いて、これからも進めていきたいというふうに思っております。

○議長（米村 洋議員） 飯田健二、議員。

○1番（飯田健二議員） ぜひそういった形で、本当にこの取組事項に挙げられている町ができれば、まさしくこの氷川町はコンパクトシティとして成功すると思いますので、しっかりとやっていってほしいなと思います。

それではちょっとこの博報堂に係る予算のところ、ちょっとお聞きしたいと思います。まず、この博報堂に関わるこの予算総額幾らでしょうか。お願いします。

○議長（米村 洋議員） 西村憲志、企画財政課長。

○企画財政課長（西村憲志課長） 予算につきましては、6年度の委託料といたしまして、課題解決重点プロジェクト推進支援業務委託料374万円と、地域活性化起業人、企業からの人材派遣制度に伴う負担金として560万円。合わせまして934万円を計上しているところでございます。

○議長（米村 洋議員） 飯田健二、議員。

○1番（飯田健二議員） こちら一般会計予算の方でも、ちょっと金額だけ見れば本当に、わ、高くなって思うんですよ。これ、この地域活性化起業人企業人材派遣制度という国の制度を使われたんですかね。こちらの560万円はこれはもう100パーセント国からの補助金っていう形でよろしいでしょうか、企画財政課長。

○議長（米村 洋議員） 西村憲志、企画財政課長。

○企画財政課長（西村憲志課長） こちらの560万円につきましては、補助金といいますか、特別交付税の措置が100パーセントでございます。

○議長（米村 洋議員） 飯田健二、議員。

○1番（飯田健二議員） それでは特交というやつですかね。そちらのほうであって実質町の負担は374万円ということではなかったのでしょうか。はい、分かりました、これ企業側の肩を持つわけの話じゃないんですけども、企業側も金額に関して、要は結果が見えない、すぐすぐ見えた成果が上がらないことがあったりするものとするのがするじゃないですか、こういうのって。そうなってくると、結局、企業側もそのデメリットとしては成果が見えないから、この報酬の適正かどうかというのが見えなかったりとか、お互いしてしまうとですよ。ですので、そういったところもひっくるめて、しっかりと対話していただいて、この報酬に見合った仕組みづくりをぜひ行ってほしいと思います。それと連携してこの町PRパンフレット、動画作成業務委託料770万円っていうのがございました。そのうち、債務負担行為、令和7年まで440万円となっているんですけれども、これも博報堂の動画関係のことで

しょうか、ちょっとこの辺のことを教えてください。

○議長（米村 洋議員） 西村憲志、企画財政課長。

○企画財政課長（西村憲志課長） ただいまのPRパンフレットとPR動画につきましては、博報堂プロダクツとの関連はございません。これは入札かもしくはプロポーザルでの実施ということで考えております。その中に、博報堂プロダクツも入る可能性はございますけれども、これはまだ6年度の予算として検討してというところでございます。

○議長（米村 洋議員） 飯田健二、議員。

○1番（飯田健二議員） こういうのは本当高いとですよ。動画作ったりパンフレットをつくったりすると、特にこちらの地場産業の民間の印刷会社とか、そういったそのウェブライターとか個人のところに頼むであれば、100万円とかそういうところで、試算できるでしょうけれども、大手とかそういったものの大がかりなもののことになると特に公共事業はこういった形で金額が上がっていくことが、いろんな部分で多岐にあります。だから一般競争入札、それからプロポーザル、そこをプロポーザルもしっかりと考慮していただいて、少ない支出でよりよいものを是非造っていただきたいと思います。

それでは、博報堂に関しては、先ほど町長もおっしゃられたとおり、しっかりと費用対効果に合う中でのまちづくりというのをお願いしたいところでお願いします。

また今後もいろいろそういった状況、進捗状況がありましたら、議会のほうにもお知らせ頂きまして、議会でもそういった話は協議させていただければと思います。議長よろしいでしょうか。

○議長（米村 洋議員） いいですよ。君はもう一つ言うけど、流動人口、定住人口、関係人口とはどういうことが理解して今質問しているのか。

○1番（飯田健二議員） 僕はもう調べています。

○議長（米村 洋議員） ちょっと言ってごらんよ。流動人口とは何なのかなと。議員たちはほとんど知らないでしょ。

○1番（飯田健二議員） まず交流人口についてですけども、この氷川町に住んでない方々が、この氷川町の例えば立神峡で説明しますと、あそこが観光名所だって話題になっていたとか、正直何があるか分からないと。観光できましたとか、ほぼほぼこの氷川町には関係なくて、この町の一つのスポットとか、例えば、飲食店だったらどこに行ったとか、そういったところで、この町にこられた方を交流人口というふうなイメージをしていただければいいかなと思います。

関係人口に関しては、例えば分かりやすく説明しますと、氷川町に親戚がいますと、何か親戚がいますと、でも自分は八代市に住んでいますって。でもその親戚に会いに行くのに、親戚のおじさんに会いに行ったりとか、そういった感じで来たりとか、もしくは昔氷川町に住んでいました、墓がありますとか、そういうところで外に行ったり、そういった縁家の人とか、何か関係がある人が関係人口というところだと僕は認識しています。

定住人口に関してはもうその通り、この町に定住した方というふうに理解していただけます、行政の皆さまあつてますでしょうか。

○議長（米村 洋議員） それは、君が執行部にちゃんとそういう説明をさせなきゃいかん普通は。君は執行部のほうじゃない。ただね、君が言っとる、その漠然としとる、執行部の答弁も漠然としとるんだね。それに対してどれぐらいの、氷川町のまちづくりができるのか、経済効果があるのかということも、真を示さならん、本当は執行部としてこっちに座れて。分かった。

第3質問事項、里親制度についての答弁を求めます。岩本博美、福祉課長。

○福祉課長（岩本博美課長） 飯田議員のご質問について、福祉課からお答えいたします。

里親制度につきましては、制度を推進する上で、現状や制度そのものが広く認知されていないことが課題の一つだと考えられます。国の動向を踏まえながら、広報誌やホームページ、SNS等で周知を行っていきたいと考えております。

なお、令和6年度につきましては、宮原福祉センター内に子ども家庭センターを設置いたします。その広報とあわせて、里親制度やファミリーサポートセンター等の周知を図っていくことといたします。以上です。

○議長（米村 洋議員） 飯田健二、議員。

○1番（飯田健二議員） この里親制度の件なんですけれども、実はこれは僕も最近、優里の会という里親家庭支援センターというところがございまして、こちらはフォレスター機関といって、要は町が里親を世話するとかそういうのではなくて、このホスティング機関というところがございまして、県北だったらテレビでも聞いたことあると思いますけど、ゆりかごの慈愛園さんとか、県北だったら。そしてその県南地区が、この優里の里さんというところが、要は里親と里親制度を仲介する核の機関と思ってもらえばいいんでしょうか、そういうふうに認識しています。なぜこの今里親制度のことを、今回持ってきたかといいますと、今現在全国で4万5,000人の、やはり、虐待であったりとか、いろんな家庭の事情で親と過ごせない方がいたり、八代市にもナザレ園があったり、乳児園があったりともう古くからの歴史で僕も認識しているんですけど、熊本県内でも630人の方がいるわけで、それに対してまだ熊本県での、この里親とか全然進んでなくて全体の14パーセント以下だそうです。氷川町地区にも昔は里親さんっていうか、いらっしゃったそうなんですけれども、その方が、もう今はいないというところで、結局、もう本当、里親とは何か、このすぐ、僕らも聞いたら、ハードル高いのかなと思ったんですよ。

でも、実際海外でカナダとかオーストラリアとか、ああいったところでホームステイとか受け入れるところっていうところが、やはりこう里親の感覚で、ショートだったりとかするわけで多分その流れがこの日本にも入ってきているんでしょうねって思って、その中でこの里親制度っていうのにも、本当、4つほどですね、メニューがありまして、一定期間の養育をするとか、家庭生活を体験するとか、ショートステイ事業、一時保護委託とですね、何か福祉のああいったサービス環境と似ている形が出てきた

のかなというふうな印象と、あとそれぞれの、受け入れる体制によって、実際に負担金、国からお金が里親さんのほうにはいろんなメニューに合わせて入ってくるような仕組みでございます。

里親のことに關しても、今現在里親1人当たり手当が、国からは9万円、生活費が乳児だったら6万円、乳幼児以外だったら52,000円と来て、結局高校や中学、小学校といった、学費と、あとそれに関わる制服代とか、そういったものも、全て国が支援してくれるというところで、里親も本当、何かこう子どもがいなくて、子どもが欲しくてって言うていろんな人たちで、子どもが好きな人だったら、受け入れる資格はあるということであります。

それと同時に、里親になるのも、ちょっと厳しい規定と査定がありますので、そういったところも、クリアしないといけないというところはあると思いますが、本当に誰もが、そういった里親があつてその里親さんになつても心配しなくていいのがやはりこう、子どもとの関わりの中で悩んだりとかしたときに、またこのゆりの里さんとか、間に入ってサポートしてくれたりとかしますんで、本当にそういったことを町として、誤解はされないように、町がそういった里親してます、制度してますようじゃないんですけれども、ただ、そういった制度を、もう本当、広報紙とかいったものを活用して、取り組んでほしいと思いますし、先日、教育長が、教育長に任命されたときに、氷川町で子ども教育を受けさせれば将来の幸せになるっていう、コンセプトもありますので、そういったところで、町を挙げて受入れ体制を整えて、行く方向性でいっていただければなと思いますけれども、町長、これ最後にちょっと里親について、どうかお願いします。

○議長（米村 洋議員） 藤本一臣、町長。

○町長（藤本一臣町長） ありがとうございます。制度そのものにつきましても、しっかりこうお話を頂きました。なかなか理解しているようでしてない部分もあったかなと思っておりますし、実は、私の近所に、実際里親で子育てをされた方がいらっしゃいまして、以前から見てきておりますけれどもやはり、里親となられる受皿が1番でございまして、先ほどおっしゃいましたとおり、本当にその受皿として、その子をきちんと預かって育てていける、やはり責任があるわけでございまして、そういったところでないとなかなか受皿ができないということでございまして、先ほど課長のほうからは、しっかりPRしますということを言いましたけれども、今おっしゃいましたとおり、本当にお願いしますと言われても誰がいるのかという話になります。そういった受皿をしっかりつくっていくふうに、先ほどおっしゃいましたような機関組織がありますので、そういった中で、まずはそういった受皿になるなられる方々を、きちんとリストアップする。希望をとる。

その上でそういった、仲介されるところがあれば、そういった方々がしっかりまたご説明を頂く、そういったそれぞれ連携がとれていきませんと、手だけ挙げて氷川町は里親制度に頑張っていますなんて言ったら、混乱の極みかなというふうに思っております、その辺りはしっかり制度を理解しつつも、環境を整えていく必要があるの

かなというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（米村 洋議員） 飯田健二、議員。

○1番（飯田健二議員） このポスタリング機関の優里の会さん、これ実はこの間、成人式、今年の20歳の集いのときにブースが出ていました。こういった活動をやっていますっていうやつが受付のところに、ちょっとあったのを見て、そして何かこの町でも、実際に子育て支援月間か何かって言って、10月ぐらいに民生委員さんたちで、講演したりとかそういった実績はあるそうです。ですので、そういったとこで、まずは里親のことを、里親制度を理解してもらおうということを活動から始めたいということでした。ですので、そういったことで、その里親を見つけるそういったことは、このポスタリング機関がしっかりされますので、町としては本当PR広告、そういった啓発っていうところだけはお願ひしてこの里親についての一般質問を終わりたいと思います。

○議長（米村 洋議員） 以上で、飯田健二議員の一般質問を終わります。ここで1時まで暫時休憩します。

-----○-----
午前 11時44分
午後 1時00分
-----○-----

○議長（米村 洋議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、4番吉川義雄議員の発言を許します。

○4番（吉川義雄議員） 皆さん、こんにちは。4番議員の吉川義雄です。

質問の前に1つ訂正をお願いいたします。質問通告の中で、立神峡管理施設使用料の第1項目めの中の、3番ウのところの、立神峡里地公園管理組合、それから下のところに立神峡里地公園運営協議会と書いてありますが、正式には立神峡里地公園管理運営協議会ですので、私が間違えました。そのように訂正をさせてください。

2項目質問をいたします。

9月の一般質問で、立神峡の管理運営について質問をいたしました。町の条例に基づかない公園内の施設利用料金が、不正に徴収されていました。町に対し、詳細に調査し、議会への報告を求めてきました。町からは正式な報告がありませんでした。

そうした中、先日、熊日新聞に関連記事が掲載をされました。それによると2019年4月から昨年9月までこの5年間で、不適切徴収が3,500件あったと報道されています。そこで調査して分かった内容について詳しくお聞かせください。

一つは不正請求の件数、人数、金額、また、移住体験住宅であるふくろう館の無断貸出しの件数、利用者数、徴収金額、などをお聞かせください。

二つ目、不正に徴収した金額の返還は、先ほど西尾議員への答弁がありましたので、ほかに、何かあればお聞かせください。

三つ目、今回の調査結果について、立神峡里地公園管理運営協議会は、どのように考えているのでしょうか。ホームページには、認識不足ということが書いてありまし

たが、ほかに何か町のほうに反省の弁が語られているのでしょうか、お聞かせください。

また、町は、この事態について、どう考えておられますか。町の責任も私は重大だと思います。町の指導責任をどう考えておられますか、お尋ねをいたします。

四番目に、ほかに問題はありませんでしたか。今後、新たな問題が発生することはないのでしょうか、お伺いをします。万が一にも、新たな問題が発覚した場合は、どのようにする考えですか、町の方針を聞かせてください。

五つ目、個人情報の管理はどうされていますか。協議会は、防犯カメラを設置しています。適切な運用が行われていますか。防犯カメラを設置すると、運用規則などがあると思います。どうなっているのでしょうか。

六つ目、昨年9月議会前、私が調査したとき、大きな問題になると私は予想できました。しかし町は、立神峡公園の指定管理をこの協議会団体を選定をし、議会に議決を求めました。これは誤りだったのではないのでしょうか、お伺いします。管理者を変更する考えはありませんか。

2項目め、町長の政治姿勢について幾つか質問いたします。本議会では、町長の施政方針前に、質問通告がありますので、これまでも直接、施政方針演説については質問できませんでした。そこで、今回はこういう形にしましたが、ぜひお答え頂きたいと思います。

新年早々、町長の挨拶もありましたように、能登半島で地震が起きました。甚大な被害が発生し、道路交通網が分断されたことで、復旧の遅れを感じております。私は、東日本地震から13年目を迎えますが、改めて、地震国日本防災対策、地震対策の見直す必要があるのではないかと考えております。大災害、地震災害、こういったときに、災害時の1番、最初に避難所となる学校の体育館、空調設備を設ける自治体が増えています。町の考えをお聞かせください。

近年、地球温暖化、新聞報道では、沸騰化という文字が並んでいますが、学校の授業も今後大変な状況が予想されます。国の補助金の、国の支援もあるようですので、私はこの機会に、ぜひ取り組んで、勉強も災害時も、生かせるようにしていただきたいと考えています。この考えについて、設置についてどう考えておられますか、お尋ねをいたします。

氷川町も人口減少が進みます。全国どこでも少子化の取組が強化されています。氷川町でも、少子化対策、経済対策、幾つもの政策に取り組んでいます。大変よいことだと思っています。もう一つ進んで、学校給食無償化が必要ではないかと考えます。これまで何度も取上げてきました。財政の面も考え、いろいろ検討したが、できないという答弁であります。町長はこの問題をどう考えておられますか。本来は国からすべき事業であります。そういう発言も町長されました。私もそう思いますが、国の取組を待つのではなく、地方自治体で率先して取り組むべきではないかと思ひます。ぜひ、考えをお聞かせください。

町長は、物価高騰の中、学校の給食の質を落とさない、そして、保護者の負担を抑えるとして、食材に対する補助金を今年度も新年度も出しています。更に進めてほし

いと思いますが、あわせてお答えください。

最後に、少子化対策経済対策、多子世帯の支援策として、国民健康保険税の子どもに係る均等割の減免や、免除を始めている自治体も増えてきました。芦北町は18歳まで免除するとなっています。この問題もこれまで何度も取上げてきました。あれもこれもできないっていうことはよく分かります。将来を考えると、子どもを育てる環境を整える政策の一つと考えていただきたいと思います。ぜひ、前向きに取り組んで頂きますようお願いを申し上げます。町長の考えをお聞かせください。

以上、2項目質問いたします。簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄議員の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。質問事項立神公園施設利用料金徴収問題と今後の管理運営について、アからカまで一括して答弁を求めます。村上孝治、地域振興課長。

○地域振興課長（村上孝治課長） 質問事項アからカにつきまして一括してお答えいたします。

まず、アとイにつきまして、徴収しました金額等につきましては、令和元年度から令和5年9月まで確認できました。3,515件、1万6,765人分、191万8,000円となっています。これらの方々にメール、または郵便などにより、12月末までに連絡を行い、2月末までに969件の回答を頂きまして、646件の方々に、48万8,300円が返金済みとなっています。323件の方々につきましては、返金は不要という回答を頂いているところです。

ふくろう館への宿泊につきましては、11件、10万9,000円が確認されています。徴収された料金につきましては、6件が振り込みにより、5件が現金の手渡しにより、全額利用者へ返金済みとなっているところです。

なお、今後の料金につきましては、先ほど西尾議員のところでもご説明したとおり、引き続き、返金作業を続けるよう指定管理者のほうには、指導しているところです。

ウとエについてお答えいたします。条例に基づく利用料金制や、自主事業に対する、認識不足によるもので担当課といたしましても、指定管理者に任せたままで、日頃のコミュニケーションが不足していたものと反省しているところです。新たな問題は発生しないように、現在のところ、月に1度、立神峡公園に出向き、適切な管理が行われるよう、情報交換を行っているところです。

オにつきまして、個人情報の管理につきましては、協定書において取扱いには、個人情報取扱い特記事項を遵守するように規定していますし、防犯カメラにつきましては、指定管理者が自主的に公園内での危険行為の監視や、事故の未然防止等の安全対策の一環として、設置してあるもので、熊本県が制定しています、防犯カメラに関する運用指針に基づいて適切に管理するよう指導しています。

カについて、お答えいたします。令和6年4月からの指定管理者といたしまして、11月に開催されました、氷川町指定管理候補者選定委員会で適当と判断され、12月議会におきましても、指定管理者の指定の議決を頂きましたので、変更の考えはございません。以上で答弁を終わります。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） 私は、まず新聞を見て、本当に驚きました。金額、人数も金額も言われましたが、これは分かった5年間だけのことであります。熊日の新聞報道を単純に計算をしてみました。3,500件余りのうちに635件分が返還されました。48万900円ですということでした。1件当たりになりますと757円。これを3,500件余りに単純に計算すると、200万円をはるかに超えるわけですね。更に、その前の4年分は公文書がないということで、判明していません。こうした大きな、私は事件だというふうに思いますが、町長、この結果を聞かれて、町長はどのように感じましたか、お聞かせください。

○議長（米村 洋議員） 藤本一臣、町長。

○町長（藤本一臣町長） まず定めない料金を取っていたことに驚きました。その上で調査を進めてきて今に至っております、今その返還作業を進めているところであります、まずは驚きが1番でございます。先ほど、西尾議員にもお答えしましたけども、指定管理、お互いの信頼関係が1番大切という話をしましたけども、これまでよく管理をされてきておりましたので、しっかり管理されているなということ、信頼をしておりました中に、このような不正な徴収があったということでございまして、そのことに驚いたというのが率直な感想であります。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） 町長は、議会のときも、定めのない料金を取るのはいかなものかという発言をされました。私は今言われたように、多くの人たちが驚いているわけです。そして、私のところにもたくさん電話がありました。後でちょっと幾つか伺いますが、私は本当に大変なことが起きてしまったなあと。これに対しては、やはり、指導監督が、本当に問題だったと深く僕は反省をしていただきたいと思いますというわけです。この協議会のホームページ見ますと、認識不足というふうに書いてありました。ホームページの文書を読む限り、本当に借りた人にすまなかったというのが、なかなか見えないわけですが、担当課長。あの文書だけで、本当に反省されているというふうに感じておられますか。

○議長（米村 洋議長） 村上孝治、地域振興課長。

○地域振興課長（村上孝治課長） メールの内容、それから郵便の文章につきましては、担当課といたしましても確認しているところです。本当にどう感じるかっていうところで、感じ方はいろいろあるかと思いますけども、指定管理者につきましては、今誠心誠意、返金作業を続けておられますので、そこの反省というのは非常に深く思っているというふうに私は感じているところです。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） やはりあの、言葉が適當かどうか分かりませんが、自分が間違っってとった人に対して探し出してでも届ける。そういうことで、取り組むように強く僕は指導していただきたいと思います。それが、やはり安心して任せる指定管理者になるためには、私は、これは欠かせないというふうに思います。そこで、5年

間分はこれで分かりましたが、5年よりも以前の分については、公文書保管期間が過ぎたから無いので、分からないということですね。これで、それ以前に借りた人を知っていた人は、その人に伝えて連絡くださいよというのが文章に書いてありますね。公文書の保管については、そのとおりだろうと思います。いろいろ私なりに見て見ました。税法上の関係では、何年とおけばいいんでしょうか。

これは、ネットで、税務調査で必要な種類の保管期間についてということで、調べました。税務調査で掲示書類の保存期間は税法上7年となっています。これが正確かどうか、私、十分チェックする時間がなかったのもあれですが、ほかのそういった文書が幾つもありました。この点はどうなんですか。当然確定申告をやられているわけですから、僕は文章は探せば出てくるというふうに認識しているんですが、この保存期間どうですか。

○議長（米村 洋議員） 村上孝治、地域振興課長。

○地域振興課長（村上孝治課長） 法人税法施行規則には第59条に、帳簿書類の整理保存というのがございまして、青色申告法人は、起算日から7年、これを保存しなければならないと。それから、第67条では、普通法人は、起算日から7年間というふうにございます。立神峡の指定管理につきましては、平成27年度から、平成29年度までは、公益社団法人熊本県隊友会八代北部支部で受託されております。平成30年度からは、立神峡里地公営管理運営協議会として、受託されておりますので、その団体に基づいて、帳簿等管理されているものと判断しているところです。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） なぜ私がこれ言ったかというのは、やはりさっきも言いましたように、自分のほうが間違っていたわけだから、やはりあらゆる手だてを尽くして、自分で見つけ出して返す、その姿勢を見せない限り、私は駄目だというふうに思っているんです。そういった1年間の保存期間があるということも、私は、知っていたのかどうか分かりませんが協議会は。もう一つは、私は以前、ここを昔は立神峡の人たちで管理組合という形で始められたと思うんですが、そのときに、よく使っていたのでよく知っているんですが、申し込んだのを提出して借ります。事務所でパソコンにそれを全部打ち込んで取ってありました。だから、誰がいつか借りたかというのはパソコンの記録を見れば分かるんですが、記録を見て連絡つくものについては返すような、そういった指導はされているんでしょうか。

○議長（米村 洋議員） 村上孝治、地域振興課長。

○地域振興課長（村上孝治課長） チェックインのときに、お名前、ご住所、連絡先と記入して頂いていますので、そこで管理ができているものについては、現在のところその返金の対象者ということで、連絡はできているというところで判断しています。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） 私が言いたいのは、5年間は記録がある、保存しなくちゃいけないからそういう記録があるから、5年間分は分かったわけ調査で、しかしそれ以前のもう処分されたのかどうか分かりませんが、保存期間が過ぎたから分からない

というふうになっているので、わかろうと思えばパソコンのデータ見たりとかして分かるじゃないですか、そこまでやってくださいよという指導をしてほしいということなんです。そのことを答えてください。

○議長（米村 洋議員） 村上孝治、地域振興課長。

○地域振興課長（村上孝治課長） そのこのところはいろんなデータ等を保存されているかと思しますので、そのこのところを含めて昨年の12月から指導はしているところです。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） ぜひやってください。やはり私に相談した人の中には、金額が僅かだから、寄附しますよと言われたので、それを伝えてくださいと、その人には言いました。どういう気持ちがあった人の中には、私は僅かな金額だからってその人は言われましたが、しかし、それを、これを知っている人というのは、借りて残っていた人、記録がない分について、あるいは家にメール環境がない人、そういったところには届かない可能性も十分あるわけです。だから、町も、町のホームページに載せているように、あらゆる手段を通じて帰す方策を考えてほしいと思います。

ふくろう館が11件あって、11件分全部返しましたという話がありました。全部返していたならばよかったなと思うわけですが、なぜふくろう館を貸すようになったのかなあというふうにずっと考えました。

9月の議会で私はこの質問をいたしました。質問が終わった後、副町長が私のところに来て、ふくろう館の貸出しについては、あれは困った人がいたから善意で貸したというような話をちょっとされました。

副町長、これはこの11件に入っているんでしょうか。入っていないんでしょうか。そして、これは、貸出しは、無料で、貸しで出されたんでしょうか。当然のことながら、町長の許可は得てされたんでしょうか、3点。副町長お答えください。

○議長（米村 洋議員） 平逸郎、副町長。

○副町長（平 逸郎副町長） 実際あのときにふくろう館の使用については、概ね5年以上前の話でした。そこを、吉川議員さんのほうに確認に行ったら、吉川議員さん逆に、ある議員から聞いた話だから詳しくは知らない。そういうふうにお答えになりました。あの当時は、旅館業法の許可をとってないから、貸出しができませんよと、いうお話をしたところです。以上です。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） 私には、善意でという話をされませんでしたか。

○議長（米村 洋議員） 平逸郎、副町長。

○副町長（平 逸郎副町長） 善意で話したかどうかというのは、ちょっと記憶にはございませんが、その中では、困っている人がいるから、どうしても、泊めざるを得なかったというふうに聞いております。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） 私は帰ってすぐメモしました。ただあれは困っている人が

いたから、善意で貸しました。だから分かってくださいという話を。私はですね、これが、一つの不正に貸し出すきっかけにつながったんじゃないかなあというふうに判断をしました。やはり、許可なく、町長の許可なく貸してはいけない、または管理組合が貸す権限を持っていなかったわけですから、私はそのことをきちっとしないと、またどっかで大きな問題が出てくるというふうに感じています。

私は、先ほど新たな問題が出てきたらどうしますかと、出てこないようにというふうに、課長は答弁されたかと思いますが、一つだけ聞きます。立神峡公園条例、第4条施設の開設時間は次のとおりとする。里地屋敷については、第3項、里地屋敷の宿泊に係る利用時間については、午前9時から翌日の5時までとする。ただし2日以上借りた場合は、あるいは1日についてはとずっと続くわけですが、この里地屋敷を借りた人の中で、延長料金を取られましたっていう人が出てきました。立神峡公園の条例の中、別表を見ても、延長料金が発生した場合の料金の取扱い書いてないんですが、延長料金は発生するんでしょうか。

○議長（米村 洋議員） 村上孝治、地域振興課長。

○地域振興課長（村上孝治課長） 立神峡公園条例の別表にございますけども、基本的には利用時間というのが定められております。その時間を超えた場合は、別表にあります。休憩で1時間、利用しますというのが規定にございますので、そのところを適用して、延長した分の1時間2時間というところで、徴収しているところです。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄、議員

○4番（吉川義雄議員） この問題でちょっと、次の質問をするのに資料がないと分かりにくいので、関係課長等に資料配布したいんですがいいでしょうか。

○議長（米村 洋議員） いいですよ。[資料配布後] 吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） 実は、里地屋敷を借りた人から、延長料金の話がありました。条例には延長料金を私は見つけきらなかったもので、改めて、本人たちにはいろいろお話を聞きました。今、担当課長も含めて出していますが、現条例4月1日から変わりますが、現条例でできる利用できる時間は9時から翌日の5時までです。赤い線で書いてあります。新条例ができて4月1日からは、青色、午後3時から、翌朝の10時までです。グリーンの帯で示しているのが、借りた人たちです。午後3時から借りて、翌日の1時まで借りたら、10時から1時までの3時間、1時間掛ける3時間3,000円、これを徴収されています。私は、その領収書も見せていただきました。延長料金というふうにはっきり書いてあります。しかし今の条例では、10時から1時まで延びても5時まででは、かからないと思うんですよ。このことが、幾つかあるわけですが、今度の調査でこれ分かりましたか。

○議長（米村 洋議員） 村上孝治、地域振興課長。

○地域振興課長（村上孝治課長） 今回の調査につきましては、この件につきましては、確認取れてないところです。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） この人たちのところに行ったら、きちっと帳簿も残ってい

ます。領収書もきちんと保管されています。令和元年から令和5年までに、同じようなことが7件あります。私は、これは、ぜひ調査をしていただきたいし、これについてもきちっと返金をさせていただきたいと思います。この人たちは、返金をしてもらおうということで、後日訪ねてこられると思いますので、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

一つは、里地屋敷については、まだほかにも問題があるんです。里地屋敷の料金規定はどうなっていますか。2か所料金設定がしてあると思うんですが。

○議長（米村 洋議員） 村上孝治、地域振興課長。

○地域振興課長（村上孝治課長） 吉川議員さんの質問、ご確認よろしいでしょうか。2か所、設定があるというのは。

○4番（吉川義雄議員） 母屋と納屋というか実際管理棟となっている。

○地域振興課長（村上孝治課長） はい、里地屋敷には2つ、施設がございまして、管理棟、管理舎というのが一つございます。それから、宿泊棟、宿泊のみできる施設になりますけども、宿泊棟というのが一つございます。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） 里地屋敷の利用料金が、管理舎と宿泊棟と分けてあるのは、何ですか。別々借り入れるからですか。それをお聞かせください。

○議長（米村 洋議員） 村上孝治、地域振興課長。

○地域振興課長（村上孝治課長） こちらのほうは、それぞれの施設として、規定しておりますので、別々に借りる、借用することは可能です。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄議員。

○4番（吉川義雄議員） 課長確認します。管理棟だけを借りたいっていう場合は、管理棟だけを借り入れる。宿泊棟だけを管理舎を借りる、宿泊棟を借り、別々に、何て言いますかね、宿泊棟だけ借りることもできるということですね。だから、料金設定が別々にはっきりしていると思うんですね。実はこの問題でも、これは借りた人と本人との間でトラブルになっているから、これぜひ尋ねていただきたいと、本人も知っていますと思います。里地屋敷を借りる場合は、管理舎と誰も泊まらないけども宿泊棟も一緒にないと、貸出しができないということで、料金徴収が3度ほど行われているんですよ。これは調査をしてください。私はそれを聞いています。

○議長（米村 洋議員） 吉川議員、いつ頃ですか。

○4番（吉川義雄議員） いや、それは、なぜ私がこれを言うかというのは、やはり調査が、不十分だったんじゃないか。私が質問して、これから先、またいろんなところで出てきたらどうしますかと言いました。私は1日も早く全てを洗いざらいに出してしまって、そして指定管理者はしっかり反省をして、しっかりやり直すと。ある意味では、しっかり頭を下げてごめんなさいと。そこからしか、僕は、改善策は生まれてこないというふうに思っているんですよ。小出しに分かったら返しましょうと、そういうことで、本当に指定管理を任せられる団体だと思われませんかということなんですよ。

僕は、立神峡の開発が始まったときに議員になりました。だから、あそこを日本一の公園にしたいということで、当時の町長もはまってやったんですよ。私はよく見に行きますけど、今、この頃は外人さんがよく来ています。外国人が、そして本当にいいところだと。ほっとする。農作業の作業の合間にここに来て、みんな集まって、ご飯食べるとほっとするという話を、彼らはしているんですよ。これは、彼らだけじゃなくて、きた人が本当にいいところだと思うようにするためには、やはりこれまで間違ったことがあれば、それを全部洗いざらい出して、しっかり真摯に反省する、そうしなければ私は直らないと思うんで、そういうふうにする、町の決意を伺いたいですよ。

○議長（米村 洋議員） 藤本一臣、町長。

○町長（藤本一臣町長） 今やりとりを聞いておりまして、議員おっしゃるとおりでございますし、私もその指示はしております。しっかりと指導をして、間違ったところはきちんと改めてそれを次の、指定管理に生かしていただきたいという思いでございます。急ぐように、あるいはきちんと洗いざらい、しっかり調査をして、是正するように指示をしておりますので、そういった新たな方で疑義がありましたら、どうぞしっかり管理者に確認をし、事実がありましたら、そのように改めさせたいというふうに思っております。先ほどからのやりとりありますとおり、気持ちは一緒でございます。町の大切な財産でございます。はい、そこを多くの皆さま方に、気持ちよく使っていただくのが私たちの願いでありますし、議員の願いでもあろうというふうに思っております。それを指定管理の管理者が、そのことを実行していく、現場でやっていく、そのことが大切でございますし、しっかりそのことは今後指導を続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） 副町長にお伺いします。私は、指定管理について、指定管理者の反省点が、反省しているかどうかよく分からなかった。そういうこともあって、私は反対をいたしました。やはり、今町長が言われたように、本当に真摯に反省をして、1回やり直すという気持ちがなければ、私は、立神峡のにぎわいは帰ってこないと思います。同じようなことが今度あったら、私はアウトだというふうに思うんです。氷川町立神峡公園管理運営に関する協定書というのがあると思います。今ネットで見ると出てくるのは、公募するときの案であって、内容は違いますよという話がありましたが、大方、私は、似ているものだというふうに思います。この中に、第4条に、この案の中の第4条に、指定管理者の責務というのが書いてあります。受託者は、以下に掲げる関連法令並びに条例その他関係規定等並びにこの協定の定めるところに従い、審議に沿って、誠実にこれを履行し、公園の管理業務を円滑に運営されるように努めなければならないというふうに書いてあります。当然のことです。第1項に、氷川町、立神公園条例、同条例施行規則、氷川町立神公園消防計画というのがちゃんとありますが、私は、指定管理者が、条例あるいは規則、そういった法律、それをしっかりと、頭の中に叩き込んでいなかった、要するに理解をしないうちに、業務をし

てしまったことが1番だと思います。先ほど言いました。里地屋敷の延長料金のことも、昨年、私が9月質問するときに、どういったことかということで、ネットを見てみました。予約サイトを見ました。もうその時点から、チェックアウトは、10時になっていたんですね。だから、条例が本当に理解しておれば、こういうことはないわけですよ。条例を理解してない、そういうところから私は来ているというふうに思います。

それで、最後にもう一つお伺いしたいんですが、協定の中に、13条1項の2と5の規定で、規定の取消し条項があるじゃないですか。これはさっき言いましたように僕は見たのは案ですから、実際は違うのがあるかもしれませんが、条項は違っていないと思いますが、だから、こういった違反をするとか、条例に反することが出てきた場合は、直ちに取消すと、協定を破棄するとはできると思うんですが、そういう構えでいますか。決意ですよ。お聞かせください。

○議長（米村 洋議員） 平逸郎、副町長。

○副町長（平 逸郎副町長） 今回、協定に基づいた、その決意ということなんですけど、当然、協定書に違反したものがあれば、その事実を確認した上、調査、そして最終的に町の判断として検討をしていきます。ただこの場で、すぐ破棄しますと、そういったことは言えないというふうに思っております。その状況をしっかり判断し、そして最終的に町長の基、決定を下したいと思います

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） 副町長、ちょっと、私の質問の趣旨を、私の質問仕方が悪かったのか、理解が、理解してもらえなかったと思うんですが、これだけ大きな、分かってるだけで3,500件余りの、新聞報道によれば、不適切料金の徴収、私は不正請求、徴収と思っているんですが、過去、4年間も入れれば、今ある倍近くのことが、あってもおかしくないわけですよ。だから、そういったのが起きたと。起きたところを今度頼んだわけですから、起きたことは、今分かったから仕方ないんじゃないくて、そういうことを起こした団体だからなおさらのことを、きちっと目を光らせてほしいんですよ。しっかり調べれば、里地屋敷の延長料金のことも、私は分かったと思うんですよ。副町長、僕はそこを言いたいんですよ。もっとしっかりしてほしいと。少ない、課長たちは変わるんですよ。3年とかいうて、変わっていくじゃないですか。その中で、いかにして、自分が受け持ったところをやるかという、一生懸命課長たちはやっていると思うんですが、だから、そういうことが分かったわけだから、今後は、あなたは、条例に違反したらもう駄目だよということをきちんと相手にも伝えないと、反省しないんじゃないですか、副町長どうですか。

○議長（米村 洋議員） 平逸郎、副町長。

○副町長（平 逸郎副町長） 当然、今回、指定管理者におきましては、そういった旨の話はしております。今回の部分につきましては、今年度、その部分が判明し、そして、厳しい処罰と、そしてあわせて指導書を切っておりますし、そして返金につきましても、最後の一人までなるようにということで、そこはもう常に話をしている

ところであります。また、担当課におきましても先ほどありましたとおり、必ず月例会を開いて、その中で収支あたりもきっちり、調査、そして指導監督するということで、もしこのような状態の中で、同じようなことが起きれば、それはもう当然指定解除につながっていくものというふうに、判断をしております。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） 一つは、私に情報をくれた人の了解を得られれば貰っている資料を提供します。その人が。また町長も言われて、そして町の総合振興計画の中にも、立神峡の位置づけというのはちょっと、また私たち氷川町の町民にとってみれば本当に大事なところなんです。だからそういった失敗あなたはこういった失敗やったんだという認識をきちっと相手に伝えて、そして二度とこのようなことがあったらもう、即駄目ですよということも本当に分かるように言わないといけないと思うんですよ。だから、しっかり調べれば、延長料金の問題は発覚したのは、今度借りたときに、いつものように借りるから延長料金を払おうとしたら、いやいや延長料金要らないですということから、何でということでも分かったわけですよ。だから本人も十分そこが分かっているわけですよ。しかし、町に報告もしてないじゃないですか。分からなかったわけだから。だから、そこもきちっと報告させるような、そういった強い指導をひとつやっていただきたいと、いうふうに思っています。ちなみに、氷川町立神峡公園の管理運営に関する協定書、令和3年それから令和6年度について、議長、資料としていただけないでしょうか。

○議長（米村 洋議員） 執行部と相談して、前向きに検討したいと思います。吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） 町長、ちょっと声を大きくして申し訳ありませんでしたが、私も立神峡は、もっとにぎわいが出せる場所だと思ってるんですね。今度博報堂ですか、来ていただいて、見ていただいて、あそこの開発も進むんじゃないでしょうか。ある人が、私に吉川さんあそこプロジェクトマッピングでやってみたら違うんじゃないですかって言われました。そうねえ、そういうのをして、夏場はもっとみんなが行けるような、そういったところにせんといかんかなあという話もいたしました。町長の責任で、今回の問題については、きちっと解決がしたとなるように、担当課も含めて、職員一同、指導をしていただきたいと思います。最後に町長の決意だけ聞かせてください。

○議長（米村 洋議員） 藤本一臣、町長。

○町長（藤本一臣町長） 先ほども言いましたとおり、立神峡、氷川町の唯一の景勝地でありますし、財産であります。そこを、しっかり管理していくのは、私たち行政の責任でもありますし、現場で完了する指定管理者の責任であろうというふうに思っておりますので、今現在の指定期間の中での出来事でございますので、そのことをしっかり責任を持たせて最後の一人まで返金を済ませる。その上で、次期4月からの、管理につきましても、それも並行していかなきゃなりません。終わるわけじゃございませんので、しっかり管理していただくようにしっかり指導していきたいと思っておりますし、

今指定管理施設、4施設5施設あるんですかね。団体として4施設あります。4団体ありますけども、いわゆる外部の監査が入っていないのは、立神峡公園と宮原まちづくり酒屋の指定管理団体は、外部の監査が入っておりません。道の駅、まちづくり振興会、社会福祉協議会は外部監査が入っております。それは経理だけじゃなくて、運営についての監査も行っております。もっと言えば、もともとそういった、措置がなかったのはいけないのかなという思いもございまして、そういった外部監査の登用というの、もう普通の今の法人ならば、もう当たり前の世界でございしますが任意の団体でございしますので、そこまで強く指導できるかどうか分かりませんが、それができないとなりますと、やはり内部の今指導、毎月1回行ってしっかり中身を見ておりますけども、そういったことも継続をしていきたいというふうに思っております。いずれにしても、先ほどからやりとりがありますとおり、二度と過ちを起こしてはなりません。過ちを是正することがまずは大事でございします。その上で、二度と過ちを起こさないという方向でこれからも指導を進めていきたいと思ひますし、強い決意で臨んでいきたいというふうに思っております。

○4番（吉川義雄議員） これで終わります。2項目お願いいたします。

○議長（米村 洋議員） 次に質問事項、町長の政治姿勢について、アからウまで答弁を求めます。増永光幸、総務課長。

○総務課長（増永光幸課長） 質問のアについてお答えさせていただきます。

学校体育館の所管課は教育委員会、学校教育課ではありますが、防災、災害時の避難場としてのご質問から、防災主管課である総務課でお答えさせていただきます。

学校体育館は、児童生徒が体育の授業や部活動で使用するほか、災害時において避難場としても保障される施設です。空調設備につきましては、児童生徒の熱中症対策や、避難場の環境改善につながることから、その必要性については認識をいたしております。実施については、財源、実施時期、その期間、運用ルールなどのさまざまな課題があると思われます。関係部署と連携し、検討してまいります。以上でアについての答弁を終わります。

○議長（米村 洋議員） 西田美子、学校教育課長。

○学校教育課長（西田美子課長） それでは、吉川議員のイの質問についてお答えをいたします。学校給食費につきましては、御承知のとおり、食材費の高騰に伴う保護者負担の軽減と、食育の一環としての氷川町産米の利用を図るための補助を行っております。議員おっしゃいますとおり、小中学校の給食費については、補助や無償化に取り組む自治体があつておりますけれども、本町においては、これまでもお答えをしておりますとおり、給食費の無償化については、町財政の負担等を考慮いたしますと、現時点としては難しいものと思われます。

なお、経済的支援が必要な準要保護児童生徒の保護者に対しましては、就学援助制度による給食費の負担分の給付がなされていることも、ご承知のとおりでございます。

教育委員会としては、引き続き、給食の安定した提供と、保護者負担の軽減に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解と御支援をよろしくお願いいたしま

す。以上で終わります。

○議長（米村 洋議員） 坂本哲也、町民課長。

○町民課長（坂本哲也課長） ウの質問につきましてお答えいたします。国民健康保険では、全ての世帯がひとしく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険税として、世帯の人員に応じた保険税の負担をしていただくという考えがございます。所得水準に応じて最大7割の軽減措置が現在行われております。更に、少子化対策や多子世帯への支援の一環として、令和4年度から、国民健康保険税のうち、未就学児1人当たりの均等割額を2分の1に減免している状況でございます。

全国的に見ますと、減免対象者を18歳まで引上げ2分の1または全額の免除をしている自治体もございますが、それによって、少子化に歯止めがかかっているという状況ではないものと把握しております。また、減免を拡大拡充するための財源というのは、町の単独費となることから、その確保が課題になるものと考えております。以上を答弁いたします。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） 学校体育館の空調の件に関してですが、新年早々ああいった大きな地震が起きて、テレビで映し出されたわけですが、実は、仕事の関係で、私の息子が、急遽会社の都合で応援に派遣されたんですね。そして1週間ほど行ったそうなんですが、開口1番、死ぬかと思ったって、寒さに。そういう話をちょっとしました。私たちが、想像できない日本海の寒さというのがあるんだなあというふうに感じたわけですが、実は東日本、それから熊本地震とかいうのがあってから、学校が、体育館が避難所になるということで、これ以前も質問したんですが、以前よりも、この設置するところがどんどん増えてきました。

その一つに、先日テレビでも放送していたんですが、国の補助が、補助率が高いときにやったほうがいいんじゃないかっていう、話がありました。そこで、財源とかいろいろ、時期とか検討したいって総務課長が答弁しましたが、町長の決意はどうでしょうか。町長の在職中に目鼻がたつかなと思うんですが。

○議長（米村 洋議員） 藤本一臣、町長。

○町長（藤本一臣町長） 答えは先ほど課長が申し上げましたとおりでございます、それは全ての施設に冷暖房完備がしとれば1番いいわけでございますが、これまで優先順位をつけて整備をしてきました。学校だけでいいのか氷川公民館も体育館は空調は効きません。どこが第一時的に避難場になるのか、そういったやっぱり優先順位をつけていく必要があるかなというふうに思っておりますし、いわゆる、教育の部分で考えるのか、防災の部分で考えるのか、いざという時使う時には、冷暖房器具をリースでもして持ち込めばいいわけございまして、いつでも入れられるような状況があるのが1番いいんでございますが、いざという時にはそういった対応はできるわけございまして。日頃の学習環境というところで、それを必要があるのかどうか。異常の気象が続いておりますので、そういった部分を考慮する必要があるんだろうと思いますけれども、そういったところはやはりそれぞれの所管の課の、整合性を考えながらある

いは優先順位を考えながら進めていく必要があるかなと思っております。

やりたいのは、議員も私も一緒でございまして、全部冷暖房完備にしたいんですけども、そこにはやはり、町の財政も含めたところで考えていかなきゃならないというふうに思っております、今後の大きな課題かなと思っておりますので、しっかり対応してまいりたいと思っております。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） ぜひ町長も、一生懸命考えておられるという、よく分かりましたので、ぜひ、早めに考えていただきたいと思います。

国連は沸騰化時代に入ったというふうな話をしていました。どちらが先か、学校施設、学校教育関係を優先するかどうかというのは、本当にそれは考えるところだと思います。ぜひ、検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。

学校給食無償化についてお伺いをいたします。先ほど、担当課長とはよく話をして、難しいですよというのを、答弁が来るというのは正直分かっていたんですが、新聞をずっと私朝から見て、全国の状況も含めてしているんですが、青森県は県として、市町村交付金というのをつくって、検討して、2024年度から、全県始めると言うんです。すごいなあというのが率直な形の気持ちで、無償化に取り組んでいくんだというのがありました。県内でも、無償化をどんどん取り組んでいるところもあるんですが、鹿児島市の市長、曾於市の市長さんが、学校給食を今度完全無償化に取り組むというのがちょっと載っていました。

今、氷川町の場合は、給食費の物価高騰で、給食費が上がらないように、そして給食の質を落とさないようにするというので、町は補助金も出しています。できればぜひ、補助金も増やす方向でぜひ検討していただきたいと思いますと思うんですが、町長。

○議長（米村 洋議員） 藤本一臣、町長。

○町長（藤本一臣町長） 今学校給食には補助を行っております。それは、保護者の負担を強いらずに給食の質を落とさないというところで、必要最小限の補助を、今、しているところでございますし、議員、御承知のとおり、学校給食1食ですね、幾らでできているかというのはもう1番御承知だと思います。保護者からの徴収のお金でできとるわけじゃありません。1食幾らかかるのかな。800円ぐらいかかるのかな。ですよね、いわゆる人件費から全て入れますと、1食当たり800円のお金がかかる、そのうちの一部を保護者の負担を求めているというのは、これはもうごく自然の形かなと思っております、そこを無償化しに踏み込んでという議論をずっとしておりますけれども、どうかなあと、今、配食サービス高齢者の方々に行っております、実は今回また、その自己負担を上げる今計画でおります。上げざるを得んと、それを1食作るためにはもう物価が高騰しておりますので、それを今まで町も負担はしていきませんが、それ以上に高騰が高い、その分を受益者の負担を求めようという、今、話を進めておりますので、そういったほかの世代との整合性というのもやはりとっていく必要があるかなというふうに思っておりますし、まさに、国県がそういった方針を出してくれば1番結構でございます。それに従ってやっていきたいというふうに思っております。

おりまして、この辺りをなかなかいい返事ができませんけれども、そういったそれぞれ受益者、あるいは利益者のほう、利用者の負担というのは、応分の負担はぜひお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄、議員。

○4番（吉川義雄議員） 私も質問最初に言いましたが、義務教育は無償化だということで、これはむしろ国が、率先してやるべきことですね。実はずっと調べていたら、昨年11月に出た文書がちょっとありまして、それに学校給食の現状とかいろんなのが、書かれていました。

その中に1番最後に、当時の文科大臣だと思うんですが、従前から無償化を実施している自治体について言えば、例えば定住、先ほど定住の話がありましたが、転入の促進や、地方創生等を目的として実施されていると私は承知していますって答弁をされているんですね。この中で、この文章の中で、国が2、3年度中に方向性を示しますと、ちょっとか書いてありました。だから、ぜひうちは小さな町です。なかなかその財源が豊かであり余っているんだったら、町長すぐしてくれるんだろうなと思います。しかし実際はなかなか大変、人口も減っているのもあります。その中でできる限りぜひ全力を挙げてひとつやっていたきたいと思います。

最後に、均等割の問題で一つ伺います。やはり多子世帯について、減額するところも出てきています。全国の状況をぜひ調べていただいて、そして、一遍に全員というわけにはいきませんので、そういった、子どもを抱える人、経済的なのは援助があるんですが、そういったところをどうフォローするかということも、担当課でよければぜひ考えていただきたいと思います。最後に町長、最後すいません。

○議長（米村 洋議員） 藤本一臣、町長。

○町長（藤本一臣町長） 十分検討はしてまいりますけれども、国民健康、いわゆる、ほかの他の保険もございますよね。いろいろと国保だけの議論をやってそこだけは無償化とか、補助していったいいのかというところは、やはり考えながら進めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（米村 洋議員） 吉川義雄議員、ちょっと聞いて。昨日たまたま5時過ぎに家にいたら、若い夫婦が子どもを連れて訪ねてきた。誰か知らなかった。ちょっとお話に来たんですがって言って、奥さんが大きなおなか抱えて、2歳の子どもを連れてきて、どこの人ですかって言ったら名前言ったんだけど、覚えていないんだけど。そしたら、氷川町は子育てに対して本当によその自治体より恵まれていますって、その人は町外から来とるんだけど、その奥さんが、本当に氷川町に嫁に来てよかったと。そして、どんどんどんどん子どもを産んでいきますとこういうふうな話をしてくれた。だから、お礼言ったんだけど、氷川町はもの凄く子育てに対して、藤本行政は環境をしっかりと整備していますよという話しとったんです。ありがたく思っていますって帰っていったんですけど、それが若い世代の夫婦が思っている印象だと思っていますね。ちょっとつけ加えておきますから。

○4番（吉川義雄議員） ありがとうございます。

○議長（米村 洋議員） 以上で、吉川義雄議員の一般質問を終わります。次に5番、長尾憲二郎議員の発言を許します。

○5番（長尾憲二郎議員） 5番の長尾憲二郎です。まずは、本年1月に発生しました、能登半島の地震につきまして、亡くなられた方、被災に追われた方、本当に皆さまにご冥福とお見舞い申し上げます。早急の復興をなされることをお祈りして、まずは挨拶にさせていただきます。

私の今回の質問につきましては項目1件です。

通学路歩道の安全対策についてです。先日、他県の話ではありますが、中学校生が通学時において、地元のトラックにとの事故が報道されていましたが、特に地方では、今、車社会であり、交通量も増えております。氷川町でも、子どもたちの通学路としての安全安心した道は、本当に少ないように気がします。今回質問しますルートは、県道256号線、通称北鹿野赤迫線です。国道の竜北道の駅から県道14号線の交差点までの歩道の安全対策、これがどのようなになっているのか。ということです。

特に、国道からの新田の江崎店の交差点まで約1.3キロですが、新田地区と吉野地区の小学生や中学生の通学路となっています。道路の幅員も狭く、そして、交通量も多い。歩道の区分ありません。そして、国道の混み具合の場合では、抜け道になって、野津線からの合流の地点で通勤時には、車の量が特に多くなります。

その通学路において、側溝がありまして路面の高さよりも、低くなっていて、自転車の二輪車では非常に通行が危険な状態です。幸いなことにまだ大きな事故は起きておりませんが、いつ事故が起きても、というような声も出ております。安全な通路の歩道の幅を広げる施工を早急にお願いしたいというふうに思っています。

また、それ以降の県道まで14号線までの赤迫線の道路では、役場からの町道と交差する鹿島交差点では7差路の変形された通学交差点であります。通勤時には、通勤時や登下校時の車の渋滞があり、歩行者が安全な待機場所を確保されていません。そうした中、朝夕の通勤の通学時点では、車の接触しそうな危険な場合も多々ありました。そういった、状況の中で、子どもたちは今通学をやっております。

そこで、道路整備の関係でありますので、整備関係か、建設課が担当していると思います。熊本県との改善の折衝はどのようなになっているのか、ご答弁を求めたいと思います。

また、学校教育課ではどのように生徒に指導しているのか、あわせて、答弁を求めたいと思います。

○議長（米村 洋議員） 長尾憲二郎議員の質問事項が1項目あります。質問事項、通学路の歩道の安全対策についての答弁を求めます。白丸浩二、建設下水道課長。

○建設下水道課長（白丸浩二課長） 1、アについてお答えいたします。

一つ目のか所におきましては、県道256号、路線名で鹿野赤迫線になりますが、国道3号の道の駅竜北から西側まで、約1.3キロの区間になります。この区間におきましては、小学生から中学生の通学路となっております。しかしながら、現在この区間には歩道は設置されておられません。道路幅も、車両が離合する際、注意を払って通

行しなければならない道路となっております。

また、朝夕の通勤や帰宅時間には、通行車両が多く、児童生徒の登下校時間と重なり、大変危険な状況です。このような中、町から道路管理者である熊本県へ安全対策として歩道整備を要望しているところですが、事業化はされておられません。今後も早期に整備ができますよう引き続き町といたしましても、県に対して強く要望していきたいと考えております。

次に、2点目でございます。

県道14号、主要地方道八代鏡宇土線、鹿島交差点になりますが、この交差点は、小学校から中学生、高校生まで、日常的に多く利用者が通行されております。

特に、朝夕の登下校と通勤帰宅時間帯では、車両と歩行者、自転車も集中し、常に交差点付近には、歩行者が滞在し、たまり場がないことから、巻き込み事故の危険性も考えられる交差点となっております。また、県道側と町道側には、右折車線がないため、渋滞が発生している状況となっております。

このようなことから、鹿島交差点における2点の課題、歩行者などの安全対策と、渋滞緩和対策を解消するために、道路管理者である熊本県に要望を行ってきたところです。このことから、県により、本年度から事業を着手していただいているところでございます。現在、計画の予備設計が実施中でありまして、計画の素案が皆さまに、説明できる段階に来ております。今回、図面を見ながらの説明ではありませんので、口頭ではありますが、分かる範囲で説明となりますことをご了承ください。

まず、計画素案での交差点は、歩行者のたまり場、通称、待機場所と申しますが、を四隅に設置し、県道側、熊本方面側と八代方面側の2か所、それと町道側、東側と西側2か所にそれぞれ右折車線を設置した大きい交差点となります。このため、歩行者などの安全や、待機場所や車両などの渋滞緩和が図られます。

また、現在、鹿島交差点へは役場方面からの接続として、県道鹿野赤迫線、町道新田役場鹿野線、横間線、新田干拓道路線と、西側からの接続された町道干拓道路線を含めた、七叉路となっており、形状として直角となっておりませんが、今回の計画素案では、道路設計基準に合わせ、四叉路で直角に近い形で見通しがよい安全で通行できる交差点となります。交差点への道路接続など、道路設計基準に合わせることで、県道鹿野赤迫線と町道との付け替えや、また、通り抜けができない道路が発生しますので、対策といたしまして、新規でバイパス道路が検討されております。

なお、町道の路線等が変更されますので、町道の認定や廃止などを議会に提案してまいりますので、よろしくお願いいたします。

今後の予定といたしましては、関係地区への説明会を実施するなど、理解を得ながら、早期完成を目指して、県とともに事業を進めていきたいと考えております。議員の皆さまにおかれましても、今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。以上で、1、アについての答弁を終わります。

○議長（米村 洋議員） 西田美子、学校教育課長。

○学校教育課長（西田美子課長） それでは私のほうから、通学路における交通安全

の確保について御説明をいたします。

御承知のとおり、平成27年度に氷川町通学路交通安全プログラムを策定いたしまして、子どもたちが安全に通学できるように、通学路の安全確保に関する取組方針を定めております。プログラムには、通学路の点検を小学校ごとに、学校管理者、八代警察署、町教育委員会が参加して、合同点検を定期的を実施することとしておりますので、本年度実施いたしました合同点検について、お答えを、御報告をしたいと思います。

まず、令和5年度は、12月20日に町通学路安全推進会議を開催し、各校区の通学路の危険か所について確認と合同点検を行いました。実施の内容としましては、プログラムに沿って、学校、教育委員会、総務課、道路管理者であります、国交省、熊本河川国道事務所、県南広域本部維持管理課、町建設下水道課、そして八代警察署が出席をしていただきまして、小学校区ごとに、事前に把握をいたしました危険か所を会議で確認を行い、そして今回は危険か所を9か所として、現地での安全対策合同点検を行っております。それぞれに持ち帰っていただきまして、対策と実施時期をまとめた御報告を頂いたところでございます。

具体的には、御質問の県道鹿野赤迫線では、交通量が多く、外側線が消えているということ、また、登校班の集合場所となっているということも確認をしたところでございます。その上で、対策としては、パトカーによるレッド走行、それから、街頭補導、街頭指導を随時実施していただくことは警察でございます。それから外側線の再設置を、令和6年度から対応するという事で県のほうから御報告を頂いているところでございます。そのほかに、学校での安全指導は通学路全体として行うということで確認をしたところです。そのほかにも県や警察から、例えば歩道の整備を進めまうとか、町と協力をして、路面に停止位置とか右折禁止という表示をしますということで返事を頂いているところでございます。

今後も、通学路交通安全プログラムに沿いまして管理者である、国、県、町、警察とも連携をしながら、通学路の安全確保に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。以上で答弁終わります。

○議長（米村 洋議員） 長尾憲二郎、議員。

○5番（長尾憲二郎議員） お二人の課長の御答弁ありがとうございます。

その中で、先ほど申し上げましたように、我が町の農道が非常に多い。そして信号が少ない部分があります。よって、先ほど話しました野津線ですね、今度整備される形になりますが、これは国道の抜け道になります。特に、踏切あたりまでの交通量は、鹿島線よりもはるかに量が増えてくるという形がもう目に見えておる状態です。

先日私も、地元でちょっと立ちました。非常に何分間かずっと立ったんですが、5分間で立っていて、120台ぐらい通っているんです。本当に子どもたちが、逆に車はこっち国道のほうに、子どもたちは逆の方向にくと、そして車が離合する際には、自転車の速度に合わせて停止しなきゃいかんというような状況が、今の道路の状況です。

よって、早急に子どもたちがいつ事故に遭うか分からない状態でありますので、対応をお願いしたいということがあります。その中で、別の資料になりますが、国のほうから、生活道路と通学道路という形での資料が出ておりまして、通学道路の安全確保ということで、2018年から5年間にかけて小学生の事故における死者数が2,185名、全国ですかね、というデータが出ております。

その6割が歩行中のものでして、特に1年生の子どもが7割以上を占めているということで、非常に自転車通学も含めてですが、そういった子どもたちの悲惨な事故がデータとしても出ております。その中でこそ国土交通省が交通安全対策補助制度というものを打ち出しております。補助率が5.5パーセントということで、国全体で550億の計上をなされているということですが、文部省は、スクールガードの配置における見守り活動を行って、地域ぐるみの学校安全対策整備推進事業を行っていますということになっています。こういった制度を調査していただき、我が町も、国と、県とよく協議していただきながら、子どもたちの安心安全を推進していただきたいと思います。

そして、スクールゾーンですが学校、あるいは、幼稚園、公園の周りの道路の整備といいますかね、これに関しては、ゾーン30と言うんだそうです。そのゾーン30というのは、道路を色分けしたりして、その間は、時速30キロで走ってくださいというような区分なんですけど、これが熊本県では他県からすると非常に少ないんですね。44件しか上がっていません。そういうことで、先もって、我が町ではこういった対策を先ほど教育課長のほうから、協議会を開いて進めているというお話を頂きましたので、ひとつ安心しましたが、まだまだなされてない部分が多いので、これも進めていただきたいというふうに思います。

こういった現状でありますので、先ほど議長のところに若い人が子どもを連れてこられたという話です。より良い子どもたちに、町が良い町であるように、進めていくにはまずは、行政の支援も必要ですが、まずは遊び場でもあった我々の昔の、道路が今戦場のような形になっているわけで、これをぜひぜひ遊び場もできるような、ちゃんとした整備が、安全対策がとればありがたいなと思っています。その辺の町の安全対策に対して、町長の御意見を聞きながら、最後にしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（米村 洋議員） 藤本一臣、町長

○町長（藤本一臣町長） それぞれ各課長からお答えをいたしました。

基本的に、県道の分は県が管理者でございますので、これまでお願いをずっとしてきたところでございます、やっとな県道の歩道の整備それから鹿島交差点の改良に着手をされるということで、やっとな動き出したということでございます。

ただ、まだ鹿野赤迫線は多分そのあとになってくるんだろうというふうに思っております、先ほどから1番心配されております国道から、あそこJRの下あの部分、これは何とか改良を進めていただきたいなという思いでございます、これからも、管理者である熊本県のほうにしっかりと要望してまいりたいというふうに思っております。

ります。

その上で、町道大野は私どもが管理者でございますので、町道の部分で整備が必要なところはしっかり交付金事業等々を活用しながら、財源を確保してこれからも整備を進めていきたいというふうに思っておりますので、御支援を頂きますようお願い申し上げます。

○議長（米村 洋議員） 長尾憲二郎議員、鹿島交差点については県のほうから、設計案が出てきとると思う、今度全協開くから、そのときに、しっかりしたことを聞いてほしい。

○5番（長尾憲二郎議員） 分かりました。ぜひお願いします。以上です。

○議長（米村 洋議員） 以上で長尾憲二郎議員の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時26分